



△ちびっこ相撲大会



△かけっこ教室



△スポーツ吹き矢



△親子サッカー



△体力測定



△グラウンドゴルフ

10月16日、  
「あみスポーツフェスタ 2022」を開催しました！

## 主な内容

阿見町×SDGs 特集 vol.2

**身近なSDGs 始めませんか？** … 3

阿見の地酒

梅酒「はなうめ華梅」、そば焼酎「おうきょう桜蕎」、  
純米大吟醸「おうしょう桜翔」 … 4

**茨城県議会議員一般選挙** … 6

**まちの家計簿**

令和3年度歳入歳出決算 … 8

令和5年度

**保育施設の利用案内** … 18

## 今月の表紙

10月16日、町総合運動公園を会場に、「あみスポーツフェスタ2022」が開催されました。

これまで10月の第2日曜日に「町民運動会」を実施してきましたが、町民アンケート等の結果を踏まえ、今年から自主参加型のフェスティバル方式へと変更されました。

さわやかな秋晴れのなか、さまざまなスポーツを通じて町民の交流が深められました。



## 人口と世帯

総人口 49,657人 (+84)  
男性 24,823人 (+41)  
女性 24,834人 (+43)  
世帯数 21,397世帯(+58)

10月1日現在、常住人口ベース  
※( )内は前月比、総務課調べ

## 町ホームページ 情報発信中！

町公式ホームページにおいて町の情報を発信しています。



## 防災行政無線 フリーダイヤル

防災行政無線で放送された内容は、下記フリーダイヤルの電話番号から確認することができます(通話料は無料です)。

**☎0120-131-813**

## あみメール登録 お願いします

スマートフォン等で

**t-ami@sg-m.jp** まで空メールを送信していただくか、右記二次元コードを読み取り、専用サイトから登録してください。



## Twitter YouTube 情報発信中！

町公式YouTubeチャンネル、町公式Twitterにおいても町の情報を発信しています。

▼Twitter



▼YouTube





# 阿見町×SDGs 特集 vol.2



## ～身近なSDGs始めませんか？～

政策企画課 ☎ 888-1111(216)

### 持続可能な開発目標 SDGs について

2015年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17の目標・169のターゲットからなり、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓っています。このように、SDGsは地球規模の目標を掲げており、世界中のあらゆる人たちが協力することで、その達成に近づくことができます。

まずは、SDGsという共通目標のもとお互いを受け入れ、同じ課題を持つ人と協力して取り組んでみましょう。



### 身近なSDGs

今回は、17の目標のうち、5～8を紹介

#### 目標5:ジェンダー平等を実現しよう

- ・家事は、男女の性別関係無く家族で分担する
- ・性的な発言、差別的な言動、嫌がらせをしない
- ・ジェンダー格差を学び視野を広げる
- ・職場の雇用待遇が均等になっているか確認する
- ・男性も積極的に育児休暇を取得する



#### 目標6:安全な水とトイレを世界中に

- ・手洗いや、石けんを手に付けている間は水を止める
- ・トイレの水の流しすぎや、お風呂のシャワーの使いすぎをやめる
- ・お風呂の残り湯を草花の水やりなどに再利用する
- ・食用油は排水口に流さず、新聞紙やペーパータオルで拭き取って燃えるゴミに出すようにする



#### 目標7:エネルギーをみんなにそしてクリーンに

- ・使用していない家電製品のコンセントは抜く
- ・エアコン設定温度の高すぎ、低すぎに注意する
- ・照明などの明かりは省エネのLED電球にする
- ・省エネ性能の高い家電製品へ買い換える
- ・自宅の屋根にソーラーパネル発電を設置する



#### 目標8:働きがいも経済成長も

- ・地元で生産された食材を購入する
- ・残業時間を減らしたり、休暇を十分にとるようにしてワークライフバランスを整える
- ・テレワークを利用して心身の負担を軽減する
- ・職場で、育児・介護を支援する制度を取り入れる



### あさひ小学校PTAの取り組み「あさひチャレンジ」のご紹介

あさひ小学校のPTAでは、児童参加型の「あさひチャレンジ」を令和2年度から実施しています。4回目となる今回のチャレンジ内容は、「ペットボトルキャップ何個積めるかチャレンジ」でした。チャレンジに使用したキャップは学校で回収し、リサイクル業者へ持込しました。総重量は約90kg、キャップの個数は約45,000個です。これらは、ワクチン45回分として発展途上国の子どもたちへ寄付されます。SDGsは一人ひとりが主役です。その達成のためには、私たち一人ひとりの小さな行動がとても重要になります。SDGsにはこうしなければならないというルールは存在しません。今の自分にできることは何なのかを考えてみましょう。



▲職員室前のSDGs掲示物



▲あさひ君とボランティア委員会の皆さん

SDGsに関する情報は町ホームページ「SDGs17の目標 私たちにできること」でご案内しています。右の二次元コードからご覧ください。



# 阿見の地酒

梅酒「<sup>はなうめ</sup>華梅」、そば焼酎「<sup>おうきょう</sup>桜蕎」、純米大吟醸「<sup>おうしょう</sup>桜翔」

商工観光課 ☎ 888-1111(712)

現在、阿見町には、梅酒「華梅」、そば焼酎「桜蕎」、純米大吟醸「桜翔」の3種類の地酒があり、それぞれ以下の店舗で購入することができます。



## 【華梅・桜蕎 取扱店舗】

- ▼カスミフードスクエア 阿見店
- ▼カスミフードスクエア 荒川本郷店
- ▼タイヨー阿見店
- ▼ギフトセンター ツカモト
- ▼菊水商店 ほか



## 【桜翔 取扱店舗】

- ▼カスミフードスクエア 阿見店
- ▼カスミフードスクエア 荒川本郷店
- ▼菊水商店
- ▼浦里酒造店 ほか

## 梅酒「華梅 (はなうめ)」

華やかな梅酒をイメージして「華梅」と名付けました。

ラベルの左半分には、梅の花を模したイラストを使用、右半分には、島津梅林に実った梅の実の写真を使用しています。

- ▼原材料 青梅 (町内産)、醸造アルコール、糖類
- ▼アルコール度数 14%
- ▼飲み方 ロック、お湯割り、ストレート、ソーダ割りがおすすめです
- ▼醸造元 明利酒類株式会社 (水戸市)



### 阿見町産南高梅

町内の島津地区で収穫される南高梅は、梅酒や梅干しづくりに最適な、果肉が厚くて柔らかい品種です。梅酒や梅ジュースには成熟が進んでいない青梅が適しており、梅干しには成熟が進んだ完熟梅が適しているといわれます。

## そば焼酎「桜蕎（おうきょう）」

町の木である「桜」と、蕎麦の一字を取って、「桜蕎」と名付けました。

ラベルの上半分には、かつて予科練生たちが飛んだ阿見の空をイメージした白い雲と筑波山のイラストを使用、下半分には、蕎麦の花と、蕎麦畑の写真を使用しています。

- ▼原材料 そば（町内産）、米こうじ（国産米）
- ▼アルコール度数 25%
- ▼飲み方 ロック、お湯割り、水割り、そば湯割りがおすすめです
- ▼醸造元 明利酒類株式会社（水戸市）



### 阿見町産常陸秋そば

町内農家と茨城大学農学部が共同で、地元の皆さまに美味しいおそばを食べてもらおうと、1haの耕作放棄地から、そば作りをスタートしました。

その後、大学や民間企業等の協力を得ながら、土づくりや栽培技術に関する調査や研究をくり返し、約70haまで栽培面積を拡大しました。

## 純米大吟醸「桜翔（おうしょう）」

ラベルデザインは、桜翔の名前の由来でもある町の木「桜」と、町に伝わる昔話「姫塚」をモチーフに、戦国武将絵で有名な諏訪原寛幸氏（現あみ大使）に描きだしていただきました。

- ▼原材料 ミルキークイーン（町内産）、花酵母（プリンセスミチコ）
- ▼アルコール度数 15%
- ▼飲み方 冷酒がおすすめです
- ▼醸造元 浦里酒造店（つくば市）



### 阿見町産ミルキークイーン

ミルキークイーンは、モチモチした食感と芳醇な甘みが特徴のお米です。桜翔には、1等米の阿見町産ミルキークイーンと、東京農業大学がバラの品種「プリンセスミチコ」から分離に成功した花酵母を使用しています。



## 茨城県議会議員一般選挙

### ■今回の選挙で投票できる人

次のすべての条件を満たしていることが必要です。

- ▼町の選挙人名簿に登録されている人
  - ▼町に住所を有する年齢満18歳以上の日本国民(平成16年12月12日までに生まれた人)
  - ▼令和4年9月1日まで引き続き3か月以上阿見町に住み、住民基本台帳に登録されている人
- ※ただし、登録の基準日現在町に住んでいない人でも3か月以上住んでいたことのある人は、町の選挙人名簿に登録される場合があります

### ■投票の方法

今回の選挙は、候補者氏名を書いて投票してください。

- 告示日：12月2日(金)
- 投票日：12月11日(日)
- 投票時間：午前7時～午後6時
- 投票場所：町内17投票所(入場券に記載・町ホームページにも掲載中)

### ■期日前投票

投票日当日に、仕事やレジャーなどで投票ができない人は、期日前投票をすることができます。

なお、今回の選挙では、前回の参議院議員通常選挙から引き続き、期日前投票所として、既設の2投票所のほか、試行的に1投票所の増設を予定しています。期日前投票は、ご自身の投票区にかかわらずいずれかの投票所で投票することができます。

※場所により期間・時間が異なりますので、ご注意ください

▼場所 ①役場 ②本郷ふれあいセンター ③吉原交流センター(試行的に増設)

▼期間 ①12月3日～12月10日の8日間 ②12月6日～12月10日の5日間 ③12月3日・4日

▼時間 ①午前8時30分～午後8時 ②午前9時30分～午後8時

▼持参するもの 投票所入場券(入場券がなくても、選挙人名簿に登録されていることが確認できれば投票できます)

※期日前投票を利用される人で、事前に宣誓書の記入を希望される場合は、入場券の裏面に必要事項を記入の上、ご持参ください(投

票日当日に投票する場合や期日前投票所で宣誓される場合は、宣誓書欄の記入は不要です)

### ■県内転出者の投票

投票日までに県内の他市町村へ転出した人で、阿見町の選挙人名簿に登録されている人は、この選挙で投票することができます。なお、投票の際には転出先等の市町村長が交付する「引き続き県内に住所を有する証明書(引き続き証明書)」をお持ちいただきますと、確認時間が短縮され、スムーズに投票することができます。詳しくは選挙管理委員会にお問い合わせください。

### ■投票所入場券

入場券は封書形式で世帯主宛てに送付されます。封書の中には同一世帯最大6人分の入場券が封入されていますので、封書が届きましたら圧着部をはがし、切り取り線に従って個人ごとに切り離して、投票所へお持ちください。世帯の人数が7人以上の場合は、封書が複数枚届きます。※投票所入場券は、投票所の受付をスムーズに行うために送付しますが、忘れたり、紛失したりし

ても、受付で選挙人であることが確認できれば投票できます。投票所の受付に申し出てください

### ■他市町村で不在者投票

出張等で投票日当日の投票や期日前投票ができない人は、阿見町の選挙管理委員会に投票用紙を請求してください。投票用紙の到着後、滞在地の選挙管理委員会が指定する場所で不在者投票をすることができます。

※この場合、投票用紙の請求・投票後の手続きに時間がかかります。お早めに請求・投票してください

### ■郵便による不在者投票

郵便による不在者投票は身体に重度の障害等がある人が自宅で投票できる制度です。事前に申請する必要があります。投票日の4日前までに投票用紙等の交付を請求する必要があります。希望する人はお早めに町選挙管理委員会までお問い合わせください。

### ■その他

指定病院等における外部立会人を募集しています。詳しくは、町選挙管理委員会までお問い合わせください。

※選挙公報は新聞折り込みで配布します。役場・うずら出張所・町公民館等にも備え置きますのでご利用ください

# 公表します

# 人事行政の運営等の状況

「阿見町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、令和3年度の人事行政の運営等の状況について下記のとおり公表します

人事課人事研修係 ☎888-1111(741)

## 1. 職員の任免および職員数に関する状況

| 区分    | 令和3年度 |      | 令和4年度 |       |
|-------|-------|------|-------|-------|
|       | 当初職員数 | 退職者数 | 採用者数  | 当初職員数 |
| 行政職   | 325人  | 18人  | 31人   | 338人  |
| 技能労務職 | 2人    | 0人   | 0人    | 2人    |
| 合計    | 327人  | 18人  | 31人   | 340人  |

※行政職には企業職（上下水道に関する事務に従事する職員）を含みます

※職員数は常勤の職員で退職者および派遣職員を含み、県等との人事交流による受入者、再任用短時間勤務職員を含みません

## 2. 職員の人事評価の状況

職員の仕事の業績を「職務目標の達成度」や「仕事の成果」により評価する業績評価と、職務目標への取組過程を職位や職種により「組織マネジメント」「業務マネジメント」として評価する能力評価による人事評価を実施しています。

## 3. 職員の給与の状況 ※令和3年4月1日現在

### (1) 平均給料月額および平均年齢

| 区分    | 平均給料月額   | 平均年齢  |
|-------|----------|-------|
| 一般行政職 | 305,200円 | 41.4歳 |
| 技能労務職 | *        | *     |

\*個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人または2人の場合は、「\*」としています

### (2) 初任給の状況

| 区分    | 学歴  | 初任給      |
|-------|-----|----------|
| 一般行政職 | 大学卒 | 182,200円 |
|       | 高校卒 | 150,600円 |
| 技能労務職 | 高校卒 | 147,900円 |
|       | 中学卒 | 139,000円 |

## 4. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

### (1) 勤務時間

| 勤務開始時間  | 勤務終了時間  | 休憩時間    |
|---------|---------|---------|
| 午前8時30分 | 午後5時15分 | 正午～午後1時 |

※本庁舎以外の施設においては、上記と異なる場合があります

### (2) 休暇

| 区分   | 内容   |
|------|--|
| 年次休暇 | 1月1日を基準として、1年につき20日                          |
| 療養休暇 | ▼負傷または疾病のため療養を要する場合には、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 |
|      | ▼私傷病の場合は、90日以内において必要と認められる期間                 |

|      |   |
|------|---|
| 特別休暇 | ▼選挙権の行使・結婚・出産・交通機関の事故・その他特別な事由により職員が勤務しないことが相当である場合として規則で定める場合<br>▼必要と認められる期間                         |
| 介護休暇 | ▼要介護者（配偶者等で、負傷・疾病または老齢により日常生活を営むのに支障がある者）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合<br>▼連続する6か月の期間内において必要と認められる期間 |
| 介護時間 | ▼要介護者（介護休暇と同様）の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合<br>▼連続する3年の期間内で1日につき2時間を超えない範囲で必要と認められる時間   |
| 組合休暇 | ▼職員が登録された職員団体の規約に定める機関の構成員として当該機関の業務等に従事する場合（1年につき30日）  |

## 5. 職員の分限および懲戒処分の状況

▼分限処分 10件 ▼懲戒処分 1件

## 6. 職員のサービスの状況 ※令和3年度新規取得者数

▼育児休業の取得者数 10人  
▼介護休暇の取得者数 0人

## 7. 職員の研修の状況 ※延べ人数

| 区分         | 研修名等                        | 受講者数 |
|------------|-----------------------------|------|
| 派遣研修       | 県自治研修所等各種研修機関派遣研修           | 35人  |
| 特別研修・階層別研修 | 新任職員研修、ハラスメント防止研修、事務ミス防止研修等 | 420人 |

## 8. 職員の福祉および利益保護の状況

### (1) 茨城県市町村職員共済組合の主な事業

| 主な事業   | 内容  |
|--------|---|
| 短期給付事業 | 病気・ケガ・出産・休業・災害・死亡などの際に、組合員とその家族に医療や現金等の必要な給付を行う |
| 長期給付事業 | 組合員の退職・傷害・死亡の際に、年金や一時金の給付を行う                    |
| 福祉事業   | 健康保持増進事業（健康診査等）や保養所の運営、住宅資金等の貸し付けなどを行う          |

### (2) 町の主な事業

| 主な事業      | 内容                      |
|-----------|-------------------------|
| 健康診断      | 定期健康診断やがん検診等を行う         |
| メンタルヘルス対策 | ストレスチェックやメンタルヘルス相談事業を行う |

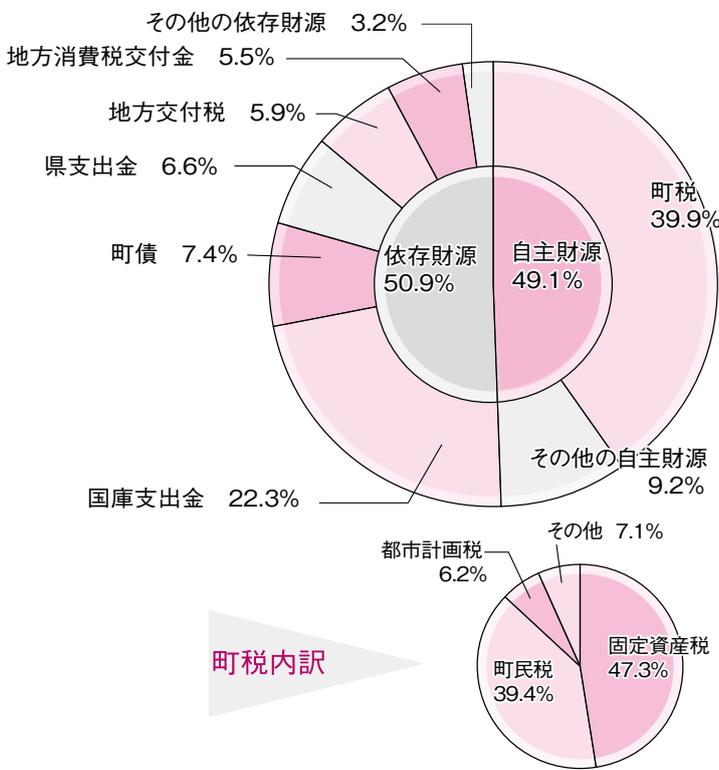
### (3) 利益の保護の状況

▼勤務条件に関する措置の要求 0件  
▼不利益処分に関する不服申し立て 0件

# まちの家計簿

## 令和3年度歳入歳出決算

### 一般会計歳入 総額 201億4229万円



|          |              |         |
|----------|--------------|---------|
| 歳入総額     | 201億4229万円   | 100.0%  |
| 自主財源     | 98億8383万4千円  | (49.1%) |
| 町税       | 80億3041万4千円  | (39.9%) |
| その他の自主財源 | 18億5342万円    | (9.2%)  |
| 繰越金      | 7億286万円      | (3.5%)  |
| 諸収入      | 4億1266万8千円   | (2.0%)  |
| 使用料・手数料  | 2億1548万2千円   | (1.1%)  |
| 繰入金      | 1億474万9千円    | (0.5%)  |
| その他      | 4億1766万1千円   | (2.1%)  |
| 依存財源     | 102億5845万6千円 | (50.9%) |
| 国庫支出金    | 44億9833万3千円  | (22.3%) |
| 町債       | 14億9800万円    | (7.4%)  |
| 県支出金     | 13億2147万6千円  | (6.6%)  |
| 地方消費税交付金 | 11億642万8千円   | (5.5%)  |
| 地方交付税    | 11億9712万5千円  | (5.9%)  |
| その他の依存財源 | 6億3709万4千円   | (3.2%)  |
| 地方譲与税    | 1億9441万2千円   | (1.0%)  |
| 地方特例交付金  | 1億2836万1千円   | (0.6%)  |
| その他      | 3億1432万1千円   | (1.6%)  |

- 歳入** は、前年度と比較して主に次の増減がありました。
- 増となった項目
    - ▼ 地方交付税 4億1千923万9千円(53.9%)の増/普通交付税の増
    - ▼ 地方消費税交付金 9千784万6千円(9.7%)の増/消費税収入額の増
    - ▼ 寄附金 3千159万4千円(6.3%)の増/ふるさと応援寄附金の増
    - ▼ 財産収入 1億5千824万4千円(46.7.6%)の増/土地売払代金の増など
  - 減となった項目
    - ▼ 国庫支出金 31億1千149万7千円(40.9%)の減/特別定額給付金事業費補助金の皆減など
    - ▼ 町債 5億2千480万円(25.9%)の減/学校施設整備事業債、霞ヶリンセンター改修事業債の減など

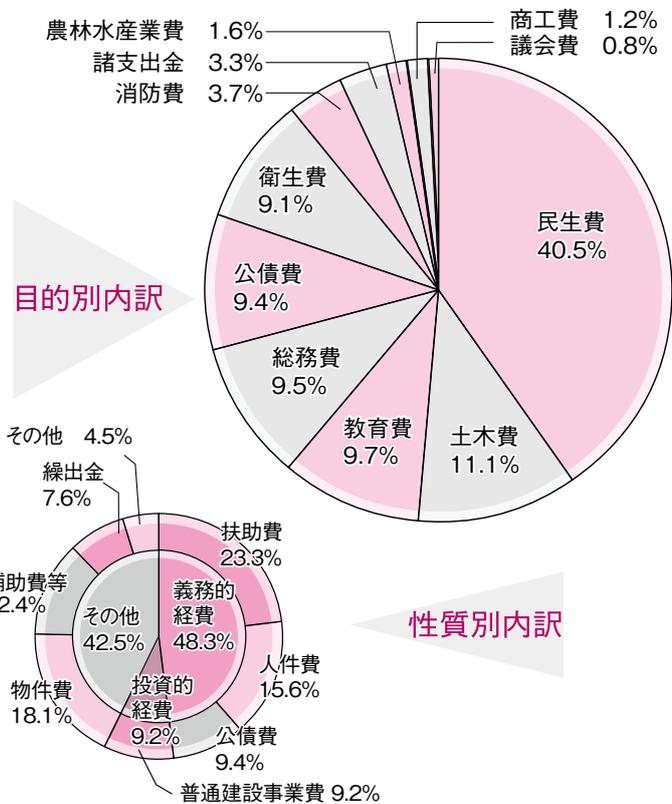
一般会計  
決算の概要  
※( )内は対前年度比率

**令**和3年度一般会計の決算額は、歳入総額201億4千229万円、歳出総額185億2千580万2千円となり、前年度と比較し、歳入は27億3千883万6千円(12.0%)の減、歳出は36億5千246万4千円(16.5%)の減となりました。

その結果、歳入歳出差引額は、16億1千648万8千円で、翌年度へ繰り越すべき財源1億6千72万3千円を差し引いた、実質収支額は14億5千576万5千円となり、前年度と比較し、8億7千386万4千円(150.2%)の増となりました。

## 一般会計 **歳出** 総額 185 億 2580 万 2 千円

|        |                           |
|--------|---------------------------|
| 歳出総額   | 185 億 2580 万 2 千円(100.0%) |
| 民生費    | 74 億 9910 万 4 千円 (40.5%)  |
| 土木費    | 20 億 5827 万 3 千円 (11.1%)  |
| 教育費    | 17 億 9442 万 5 千円 (9.7%)   |
| 総務費    | 17 億 5862 万 1 千円 (9.5%)   |
| 公債費    | 17 億 4560 万 9 千円 (9.4%)   |
| 衛生費    | 16 億 9362 万 3 千円 (9.1%)   |
| 消防費    | 6 億 8681 万 2 千円 (3.7%)    |
| 諸支出金   | 6 億 884 万 6 千円 (3.3%)     |
| 農林水産業費 | 3 億 3 万 1 千円 (1.6%)       |
| 商工費    | 2 億 2944 万 9 千円 (1.2%)    |
| 議会費    | 1 億 5100 万 9 千円 (0.8%)    |



**歳出**の目的別内訳では、前年度と比較して次の増減がありました。

● 増となった項目

▼ 民生費

13億3千263万6千円(21.6%)の増/子育て世帯臨時特別給付金事業、非課税世帯等臨時特別給付金事業の増など

▼ 公債費

3億6千127万1千円(26.1%)の増/元金償還費の増

● 減となった項目

▼ 総務費

4億7千573万円(72.8%)の減/特別定額給付金事業の皆減など

▼ 教育費

7億6千239万1千円(29.8%)の減/小学校・中学校施設整備事業、地区公民館整備事業の減

# 人口一人当たりの歳入と歳出

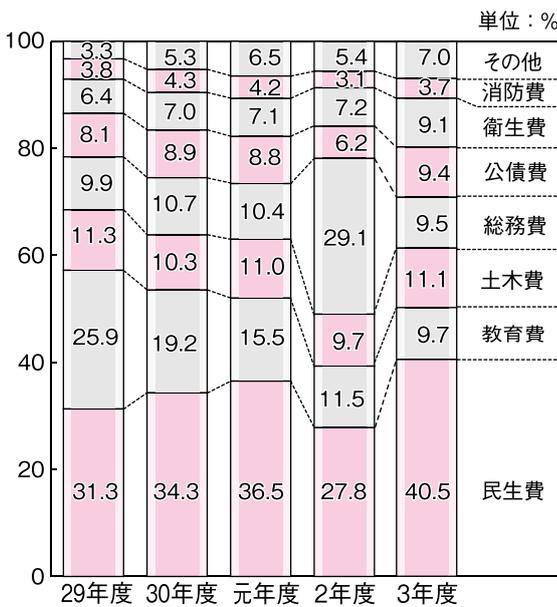
令和3年度総人口 49,224人 (令和4年4月1日現在・常住人口調査)

|        |                  |
|--------|------------------|
| 歳出総額   | 37万6357円(100.0%) |
| 民生費    | 15万2346円(40.5%)  |
| 土木費    | 4万1814円(11.1%)   |
| 教育費    | 3万6454円(9.7%)    |
| 総務費    | 3万5727円(9.5%)    |
| 公債費    | 3万5463円(9.4%)    |
| 衛生費    | 3万4407円(9.1%)    |
| 消防費    | 1万3953円(3.7%)    |
| 諸支出金   | 1万2369円(3.3%)    |
| 農林水産業費 | 6095円(1.6%)      |
| 商工費    | 4661円(1.2%)      |
| 議会費    | 3068円(0.8%)      |

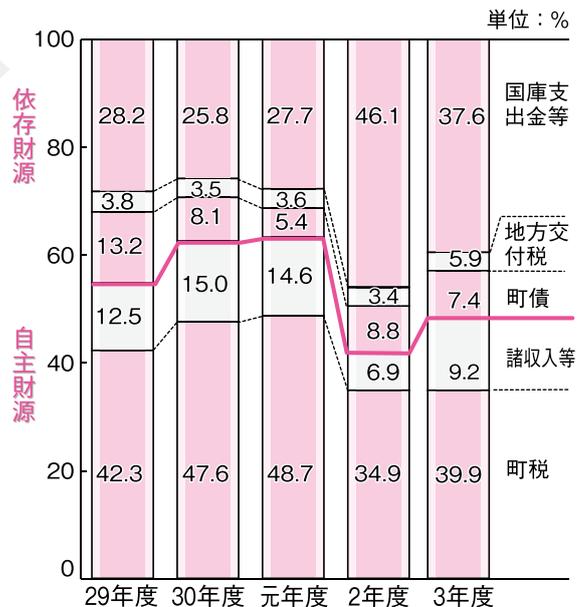
歳入  
歳出

|          |                  |
|----------|------------------|
| 歳入総額     | 40万9197円(100.0%) |
| 自主財源     | 20万793円(49.1%)   |
| 町税       | 16万3140円(39.9%)  |
| その他の自主財源 | 3万7653円(9.2%)    |
| 依存財源     | 20万8404円(50.9%)  |
| 国庫支出金    | 9万1385円(22.3%)   |
| 町債       | 3万432円(7.4%)     |
| 県支出金     | 2万6846円(6.6%)    |
| 地方消費税交付金 | 2万2478円(5.5%)    |
| 地方交付税    | 2万4320円(5.9%)    |
| その他の依存財源 | 1万2943円(3.2%)    |

## 過去5年間の推移



歳入  
歳出



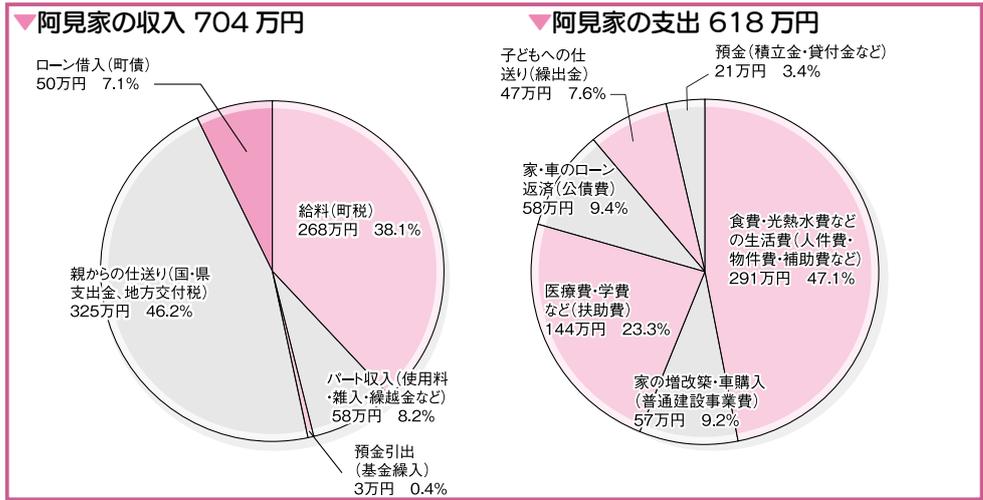
## 令和3年度の主な事業

- **総務費**
  - ▼住民情報ネットワーク運営事業
  - ▼ふるさと納税事業
- **民生費**
  - ▼医療費の一部を助成
  - ▼子育て世帯臨時特別給付金事業
- **衛生費**
  - ▼新型コロナウイルスワクチン接種事業
  - ▼霞クリーンセンターを改修
- **農林水産業費**
  - ▼農業生産基盤や農村環境を守る取組みを支援
  - ▼大学との連携による地域農業の活性化を支援
- **商工費**
  - ▼プレミアム商品券の発行により、消費拡大や商業の振興・活性化を推進
- **土木費**
  - ▼都市計画道路寺子・飯倉線整備事業
  - ▼道路の新設改良、排水整備、危険箇所の改良等を実施
- **教育費**
  - ▼小中学校 ICT 環境整備事業
  - ▼図書館改修事業

# 令和3年度決算を家庭の家計簿に例えると…

●一般会計決算を1/3000に縮小し、家庭の家計簿のようにまとめてみました(右図参照)

※収入704万円-支出618万円=86万円は次年度へ繰り越します  
 ※預金残高(一般会計基金)171万円・ローン残高(町債)500万円



収入のうち給料・パート収入・預金引出が自主財源、ローン借入・親からの仕送りが依存財源で、自主財源の割合が高いほどやりくりがしやすいと言えます。町では約49%が自主財源、約51%が依存財源となっています。

給料・パート収入・親からの仕送りをあわせると651万円の収入になるのに対し、支出は生活費291万円、家の増改築や車の購入代57万円、増加傾向にある医療費・学費などの支払い144万円、ローンの返済58万円や子どもへの仕送り47万円で597万円がかかります。家の増改築や車の購入代の一部をローン借入と預金引出で賄いました。

車や住宅の購入(町では公園や道路の建設など)のように大きな出費で長期間使用するものなどは、今の使用者だけでなく後世代の使用者にも平等に費用を負担してもらうため、借入して今後の給料で返済した方が適当な場合もあります。もちろん、将来の負担を明らかにして事業を行い、子供たちに大きな負担を残さないよう生活設計していくことが大切です。

限られた収入を大切に、サービスを充実させるため、今後も計画的にやりくりを進めていきます。

## 町債・基金の現在高

※基金残高は定額運用基金(土地開発基金・収入印紙等購買基金)を除く

### 町債の現在高

| 区分            | 令和3年度末現在高    |
|---------------|--------------|
| 一般会計          | 149億9507万6千円 |
| 公営企業会計(下水道事業) | 55億3931万4千円  |
| 公営企業会計(水道事業)  | 15億8334万7千円  |

### 基金の現在高

| 基金等の名称       | 令和3年度末現在高   |
|--------------|-------------|
| 財政調整基金       | 23億9613万8千円 |
| 減債基金         | 3億7310万円    |
| その他の基金       | 23億5270万7千円 |
| 国民健康保険支払準備基金 | 2億8000万円    |
| 介護給付費準備基金    | 4億9636万8千円  |

## 特別会計決算

- 国民健康保険特別会計
  - 歳入 52億7451万3千円
  - 歳出 43億6459万4千円
- 介護保険特別会計
  - 歳入 34億7187万5千円
  - 歳出 33億5540万5千円
- 後期高齢者医療特別会計
  - 歳入 10億4155万8千円
  - 歳出 10億3736万4千円

## 公営企業会計決算

| (水道事業会計)   |            | (下水道事業会計)  |             |
|--|------------|--|-------------|
| 収益的収入および支出   |            | 収益的収入および支出   |             |
| 収入   | 13億16万9千円  | 収入   | 18億1440万円   |
| 支出   | 11億1901万円  | 支出   | 15億8439万9千円 |
| 資本的収入および支出   |            | 資本的収入および支出   |             |
| 収入   | 1億9080万4千円 | 収入   | 6億8788万1千円  |
| 支出   | 5億7027万2千円 | 支出   | 11億724万6千円  |
| ※資本的収入および支出における収入の不足額は当年度損益勘定留保資金等で補填しました<br>※消費税・地方消費税を含む |            | ※資本的収入および支出における収入の不足額は過年度損益勘定留保資金等で補填しました<br>※消費税・地方消費税を含む |             |

# 町財政の現状

町監査委員による決算審査意見書から

## 決算の総括

新型コロナウイルス感染症は収束、拡大を繰り返しながら、いまだその猛威を振っています。令和2年度の決算はその大きな影響を受けたものであり、歳入、歳出ともに大きな変動がありました。令和3年度も引き続きその影響が垣間見えるものとなりました。

一般会計の歳入総額は201億4,229万円で前年度比12.0%の減となり、前年度より全体の予算総額自体が小さくなっています。昨年度において実施された臨時特別給付金事業に伴う国庫支出金の減少が主な原因となっています。またそれに対応する様に歳出総額も185億2,580万円で前年度比16.5%の減となっています。

前年度より減少したものの、それでも流行前の令和元年度と比べると歳入歳出ともに膨らんでおり、多くの予算が感染症対策のために使われていることが伺えます。

町税については前年度より増加していますが、税目別にみると都市計画税が減少したものの、他の町税は微増となっています。特に法人町民税及び町たばこ税はその額が大きく増加したことが伺えます。法人町民税は大規模法人の業績に左右されるところが大きく、また中小企業においては国による支援策の充実から全体的に大きく業績を下げるのがなかったものと思われる。

町たばこ税については令和3年10月から税率が引き上げられたことが増加の要因と思われる。

固定資産税および都市計画税については土地に対するものが微増、建物に対するものが大きく減少しており不動産に関してだけ見れば減少していますが、固定資産税は償却資産税が大きく増加したことによりトータルで増収となっております。

不納欠損については法令に基づき欠損処分していることが確認されました。町税の収入歩合率の増加及び不納欠損額の減少については徴収努力の成果であると推察できます。

一般会計経費のうち人件費が前年度より6.2%増加しております。これは会計年度任用職員への期末手当満額支給が主な要因であると考えられますが、それ以外に職員の療養休暇者増に伴う会計年度任用職員の年度途中雇用や、全体的な印象として時間外手当の増加が多いように見受けられます。前年度から引き続き、適切な人員配置についての検討が必要と思われる。

特別会計への繰出金については総額で14億767万円、国民健康保険及び後期高齢者医療保険が減少、介護保険が増加となっております。近年の社会保障制度の状況を鑑みれば相応の推移と考えられます。

基金残高は58億9,831万円と前年度比9%の増加となっております。残高については証書等を実査した結果、残高は正確でありその運用状況は適切に運用されているものと認められます。基金については今後も計画に基づき積立を行い、適切な取り崩しを求めます。

公債残高は総額で221億1,773万円、前年度比2.2%の減少となっております。そのうち一般会計の町債の減少は1億

9,401万円でその内容はクリーンセンター改修事業債が2億4,260万円の減となった一方、図書館改修事業債が5,990万円増となったものとなります。公債残高の減少は今後の町財政の改善に大きく寄与するものであるため、今後もその発行については慎重な議論を講じてもらいたいと思います。国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険の3つの特別会計については先述に記載の通りであります。それぞれの収入未済額及び不納欠損額については全体的に減少傾向であります。しかしながら国民健康保険については前年度より減少となっているものの依然としてその金額は少なくないものと思われる。

一般会計・特別会計のいずれにおいても、歳出に多額の不用額が生じている事業があります。これらの不用額が生じることやむをえない部分もありますが、不用となる原因や不用となった時期に応じて、減額補正を行うなどの適切な対応をしてもらいたいと思います。

また、出先機関における公金の取扱いについては、少人数で送金するなど、本庁への送金方法に改善すべき点が見られます。

令和3年度においても、令和2年度から引き続き新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が交付され、当該交付金を財源とした事業の実施がありました。当該交付金の活用にあたっては、今後も交付されることが想定されるため、使途と時期について熟考し、適切に活用してもらいたいと思います。

水道事業会計については増収減益となっております。給水収益の内訳を見ると家事用が2,587万円の増加、医院用が228万円の減少、その他が627万円の増加となっております。全体としては堅調に推移しており、今後とも健全経営を維持し効率的業務運営をお願いするところであります。

下水道事業会計については企業会計移行2年目となり、昨年度との比較ができるようになりました。公共下水道事業については水道事業会計と同様に増収減益となっております。下水道料金の見直しも視野に入れた業務運営をお願いするところであります。農業集落排水事業については厳しい状況であることは依然として変わりませんが、増収の影響もありやや回復傾向にあります。今後も継続的な改善が必要であると考えられます。

新型コロナウイルス感染症のパンデミックが予想以上に続いているため、今後の町財政の見通しは難しいと思われる。行動制限はされないものの、全体的な飲食業・サービス業への打撃、個人消費の落ち込みは今後も続くものと懸念されます。幸い、令和3年度は全体で見れば町税の減収はありませんでしたが、今後町税が減収に転じたときに現在のインフラや公共施設の維持が可能なのか、高齢者の社会保障費の負担増への対応、子育て世代・若年層への将来ビジョンの展望を示せるのか等、課題は依然として山積していると考えます。

(注) 文中に用いる金額は、表示単位未満の端数処理の都合上、前年度比の金額が一致しない場合があります。

## 健全化判断比率・資金不足比率および財政構造の状況

|         |  |  |
|---------|--|--|
| 健全化判断比率 | 実質赤字比率 —<br>【早期健全化基準 13.22%】               | 福祉・教育・まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの                    |
|         | 連結実質赤字比率 —<br>【早期健全化基準 18.22%】             | すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの       |
|         | 実質公債費比率 3.9% (前年度 3.9%)<br>【早期健全化基準 25.0%】 | 借入金(地方債)の返済額およびこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの                               |
|         | 将来負担比率 —<br>【早期健全化基準 350.0%】               | 地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの |
| 資金不足比率  | 下水道事業会計 —<br>水道事業会計 —<br>【経営健全化基準 20.0%】   | 公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの                   |

※実質赤字比率・連結実質赤字比率・将来負担比率・資金不足比率は、比率が生じていないため「—」を記載しています

問い合わせ 財政課財政係 ☎888-1111 (222) ▼ Eメール: zaiseika-ofc@town.ami.lg.jp

# 感染症に注意しましょう

冬は、新型コロナウイルス以外にも、インフルエンザやノロウイルスなどの感染症が流行しやすい季節です。感染症の種類が違っていても基本的な感染対策は同じです。引き続き、感染予防に努めましょう。

健康づくり課（総合保健福祉会館内） ☎ 888-2940

## 新型コロナウイルス感染症

主に、発熱、咳、全身のだるさなどの風邪のような症状が現れますが、人によって症状が異なります。症状がある人は、まずはかかりつけ医等の身近な医療機関に電話連絡をした上で受診してください。かかりつけ医がない場合などについては、右記二次元コードから発熱患者に対応可能な診療・検査医療機関をご確認いただくか、受診・相談センターにご相談ください。



●「県新型コロナウイルス感染症受診・相談センター」 ☎ 029-301-3200（午前8時30分～午後10時、土・日、祝日、年末年始を含む）

### ●感染対策のポイント

▼3密（密閉・密集・密接）を防ぐ ▼手洗い・手指消毒：石鹸で手を30秒以上洗いましょう

▼マスクの着用と咳エチケット

※ワクチンは、重症化予防の効果が期待されます。ワクチンに関するご案内につきましては、町ホームページ（右の二次元コード）やあみメールの配信にてご確認ください

※電話での問い合わせ先：町コールセンター ☎ 0120-556-799（午前9時～午後5時 土・日・祝日を除く）



## インフルエンザ

のどの痛み、鼻汁、咳などの風邪のような症状に加え、38℃以上の高熱、頭痛、関節痛・筋肉痛、全身のだるさなどを引き起こします。

### ●感染対策のポイント

感染対策は新型コロナウイルス感染症と同じです。ワクチンは発症や重症化を防ぐことができます。新型コロナウイルスワクチン接種との同時接種ができます。ご希望の場合には医療機関にご相談ください。

## ノロウイルス

▼手指や食品などを介して口から体内に入り感染し、嘔吐、下痢、腹痛などを引き起こします。日ごろから、外出後、調理前、食事前、トイレ後などには、必ず液体石鹸で手を洗う習慣を身につけて感染を予防しましょう

▼カキやアサリなどの二枚貝を、生あるいは十分に加熱しない状態で食べると発症する可能性があります。ウイルスの活性を失わせる（失活化）ためには、食品の中心部が85～90℃で、少なくとも90秒間の加熱が必要とされています

※症状が治まった後も、数日～1か月近く便とともに排出されます。

### ●汚染物の処理のポイント

▼直接触れない ▼十分に消毒する

感染した人の便や嘔吐物、付着した汚染物には、大量のウイルスが含まれています。汚染物を処理する際には、使い捨てのエプロン・手袋・マスクを着用して、処理と消毒を行いましょう。

## 消毒液（次亜塩素酸ナトリウム希釈液）の作り方

市販の塩素系消毒剤や漂白剤は、6%くらいの濃度（使用前に表示確認）です。空のペットボトル（2L）などを用い、消毒液が簡単に作れます。

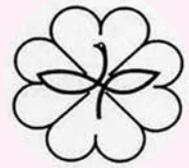
●0.02%（200ppm）次亜塩素酸ナトリウムの作り方  
原液が6%の場合 ペットボトルキャップ2杯弱の原液を水で2Lに希釈する。  
→食器、衣類などの消毒に用いてください。ただし、色落ちに注意してください。

●0.1%（1000ppm）次亜塩素酸ナトリウムの作り方  
原液が6%の場合 ペットボトルキャップ8杯強の原液を水で2Lに希釈する。  
→ふん便やおう吐物などの汚物を除去した後に用いてください。

※詳しくは右の二次元コードを参照してください



# 民生委員児童委員 協議会だより



民生委員の  
マーク

12月1日で3年に1度の  
一斉改選になります。今まで  
の活動状況報告をします。

## 生活福祉部会

村木 啓志子



平成19年12月からレイクサイドタウン地区の民生委員・児童委員を委嘱され、ひとり暮らしの高齢者の安否確認や日ごろの見守り、生活困窮者からの相談を受けて関係機関に継ぐ等、いち早く対応するよう心掛けてきました。訪問先の地域の先輩方からは、人生の知恵をたくさん頂きました。また、登下校の付き添いやあいさつ声掛けでは児童の見守り等にも取り組んできました。定例会や所属する生活福祉部会の研修会では、社会福祉協議会や社会福祉課から講師をお招きし、事業内容や制度に関する研修を受け、相談支援に必要な知識を習得し、住民からの相談に速やかに対応することができるようになりました。しかし、コロナ禍の

ため活動に制限等があり、民生委員活動を継続することの難しさを痛感しました。

地域の皆さんの協力のもと、無事民生委員・児童委員を続けられたことに感謝し、お礼申し上げます。

最後に、町民生委員児童委員協議会のますますの充実発展をご祈念し、退任の挨拶とさせていただきます。

## 障害者福祉部会

時元 勝太郎



民生委員・児童委員を11月末で退任することになりました。

私は、民生委員に関するリーフレットを使って、担当区域で啓蒙活動をしました。

訪問・見守り活動の中では住民の話をよく聞き、困りごとの相談に応じて、支援が必要とする人を速やかに関係機関につなげることを心がけてきました。

コロナ禍で行動制限が続く厳しい状況の中、障害者福祉部会では、「町人権教育講演

会・心のバリアをはずして」に部会の研修として参加し、意見交換などを実施しました。その中で印象に残った一部を紹介いたします。

街で見かける障害者マーク等のそれぞれの意味。手話は万国共通ではない、障害は10人いれば10人違う、障害の程度も違う、相手が求めているものも違う、過剰にしてはいけない、無視してもいけない、無知は差別を呼ぶ、といった内容の講話を受け大変参考になりました。

私自身も成長させていただいた6年間で、地域や関係機関の皆さまに感謝しております。ありがとうございます。

## 高齢者福祉部会

栗山 文子



この度、11月末日をもって民生委員・児童委員を退任することとなりました。

依頼があった時、私に務める事ができるか不安もあった

のですが、家族が福祉のお世話になっていた事もあり、少しでもお返ししようとの思いでお受けしました。

新任委員研修会で大まかに学びスタートしたのですが、実際のケースは複雑多岐にわたり戸惑う事があったと思ひ返されます。

まして、私が活動を始めた時期はコロナがまん延しはじめ、活動も制限される事がありました。

面談にしても、短時間でまた電話での対応と、住民の皆さまにはご不便をお掛けしたのではないかと考えておりました。

当然、月1回の定例会やその中に組み込まれた技量を高める研修会もやむを得ず中止になる事もあり、経験不足の私は先輩方、関係機関の皆さまのお力添えがなければ、住民の皆さまがかかえる問題をとうてい解決できるものはありませんでした。

私が担当した飯倉・埴地区の高齢の皆さんは、3人に1人が介護・支援を要し、また障害や何らかの病気を有しておられました。

そのような皆さまが少しで

も快適な生活を送る事ができる  
よう、関係機関につなげる  
事が最大の任務と考え続けて  
まいりました。

この仕事に携わることで高  
齢者の皆さまに自然に声を掛  
けることが出来るようにな  
り、その皆さまから多くの事  
を学ばせていただく事もあり  
ました。

3年という短い期間で退任  
し、力不足で行き届かず、  
やり残した感はありません  
が、退任後も福祉に目を向け、  
地域の皆さまのお役に立てる  
よう頑張っていきたいと思  
います。

今までお力添えいただきま  
した先輩方、関係機関の皆さ  
まに感謝申し上げます。  
ありがとうございました。

## 家庭福祉部会

加藤 力男



令和2年度より新型コロナ  
感染症が猛威を振るう中、こ  
の数年間は民生委員活動にも  
大きな影響を与えています。

毎月の定例会や地域のイベン  
ト、会議等が中止となる等、  
十分な活動を行うことが困難  
を極めています。このような  
環境下において社会的孤立、  
貧困、虐待、ひきこもり等  
住民の抱える課題は複雑多様  
化し、地域においてはさまざま  
な支援を必要とする人が  
増加しているように思われ  
ます。最近のニュースでも  
虐待問題が話題になっていま  
す。虐待事案を早期に見  
すべく、民児協と関係機関の  
連携が求められています。

私たち民生委員は「地域の  
身近な大人」として、子ども  
や子育て中の保護者に寄り  
添い、必要な支援に繋ぎ、  
見守ることが大切です。民生  
委員の小さな気付きが子ども  
や保護者を救うきっかけに  
なるかもしれません。

コロナ禍の中でも、安全に  
安心して暮らせる社会づくり  
の取り組みを進めたいもので  
す。今後、しばらくはマスク  
の着用、検温、飲食場所の  
制限、感染対策に余念なく、  
元の生活に戻るには数年を要  
すると思われませんが、私たち  
民生委員は地域の見守り活動  
を継続していきます。

## 心配ごと、悩みごとをひとりで抱えていませんか？

～あなたの近くにも民生委員・児童委員がいます～

民生委員・児童委員は、あなたの身近な相談相手として、その内容に応じて関係機関への「つなぎ役」になります。どうぞお気軽にご相談ください。

### ■住民の立場にたって、まちの福祉を担うボランティアです

民生委員・児童委員は、民生委員法により厚生労働大臣から委嘱された無報酬のボランティアです。  
全国共通の制度として、全国どこでも活動しています。(全国に約23万人)

### ■身近な相談相手・見守り役として活動しています

#### ▼身近な相談相手として

住民からの生活上の心配ごとや困りごと、医療や介護、子育ての不安など、相談に応じます。  
そしてその課題が解決できるよう、行政機関をはじめとした関係機関への「つなぎ役」になります。

#### ▼地域の見守り役として

定期的な訪問等を通じて、高齢者や障害者世帯、子どもたちの見守りを行っています。

#### ▼子どもたちの安全を守るために

登下校中の子供たちを見守ったり、遊び場の危険箇所を点検するなど、子どもたちの安全を守るための活動を行っています。

※上記活動以外にも、災害に備えた活動や行政への協力などのさまざまな活動を行っています

### ■100年の歴史・実績を持つ制度です。安心してご相談ください

民生委員制度は、大正6(1917)年に岡山県で創設された「済世顧問制度」に始まり、平成29年に100周年を迎えました。100年にわたり、住民の一員として、住民視点にたって安心して住み続けることができる地域づくりに取り組んできました。

# 毎年12月3日から9日は**障害者週間**です

社会福祉課障害福祉係 ☎888-1111 (164・165)

## 障害者・障害児に関する相談窓口

町社会福祉課障害福祉係では、障害者・障害児に関する相談を受け付けています。その他にも、下記のような相談窓口がありますので、ご活用ください。

### ■ 町委託相談支援事業所

障害のある人や保護者等から、日常生活の問題や障害福祉サービスの利用等の相談に応じるとともに、必要な助言や情報提供を行っています。

| 事業所名                   | 住所                            | 電話           |
|------------------------|-------------------------------|--------------|
| 恵和社会復帰センター             | 若栗 2585-1                     | 029-887-9833 |
| 特定相談支援事業所わかさ           | 阿見 5445-5                     | 029-888-1883 |
| 阿見町障害者相談支援事業所          | 阿見 4671-1 総合保健福祉会館「さわやかセンター」内 | 029-888-6062 |
| NPO まい・あみ障害者(児)相談支援事業所 | 中央 2-4-19                     | 029-891-3010 |
| ほびき園                   | かすみがうら市牛渡 5513-1              | 029-898-3661 |
| 相談支援事業所 ともに            | 実穀 1544-1                     | 029-886-9005 |

### ■ 町委託虐待防止センター

障害者虐待に関する相談、通報の受付を行っています(24時間対応)。

| 事業所名       | 住所        | 電話            |
|------------|-----------|---------------|
| 恵和社会復帰センター | 若栗 2585-1 | 090-4245-0271 |

### ■ 県の相談窓口

| 機関名                    | 住所            | 電話           | 相談内容                                      |
|------------------------|---------------|--------------|---|
| 県福祉相談センター              | 水戸市三の丸 1-5-38 | 029-221-4992 | 身体障害、知的障害全般に関すること                         |
| 土浦児童相談所                | 土浦市下高津 3-14-5 | 029-821-4595 | 18歳未満の人の療育手帳や施設入所、その他全般的な相談               |
| 竜ヶ崎保健所                 | 龍ヶ崎市 2983-1   | 0297-62-2161 | 精神保健福祉全般に関すること                            |
| 精神保健福祉センター             | 水戸市笠原町 993-2  | 029-243-2870 | 精神保健相談、不登校等思春期相談、アルコール等依存症に関すること          |
| 発達障害者支援センター COLORS つくば | つくば市高崎 802-1  | 029-875-3485 | 自閉症やアスペルガー症候群、学習障害、注意欠陥・多動性障害等の発達障害に関すること |
| 高次脳機能障害支援センター          | 阿見町阿見 4669-2  | 029-887-2605 | 高次脳機能障害に関すること                             |
| 県障害者権利擁護センター           | 水戸市千波町 1918   | 029-353-8663 | 障害者に対する虐待防止のための通報や相談                      |
| 県障害者差別相談室              | 水戸市千波町 1918   | 029-246-6049 | 障害者の差別に関すること                              |
| 県ひきこもり相談支援センター         | 筑西市西方 1790-29 | 0296-48-6631 | さまざまな理由で、長い間自宅以外で活動できない状態の人に関すること         |

## 障害者による作品展 12月3日(土)～9日(金)

毎年12月3日から9日までの7日間は障害者週間です。

町ではこの期間に、中央公民館ロビーで障害者による作品展を実施します。

みなさん、ぜひご来場ください。

※写真は昨年度のもの



## ●障害のある人やご家族のために活動している当事者団体をご紹介します●

### 阿見町障害者福祉協議会

阿見町障害者福祉協議会は、毎年さまざまな行事を行います。会の活動を通して町内に住む障害者や、そのご家族と交流してみませんか？

▼問合せ：町社会福祉課障害福祉係 ☎888-1111

### 土浦地方家族会

家族会は精神障害者を抱える家族が集まり、他人に分かってもらいにくい悩みや体験を、安心して話すことができる場所です。精神医療や福祉制度の情報、体験に基づいた知恵が集まります。

▼問合せ：土浦地方家族会事務局担当 渡辺 ☎070-2835-0775

### スペシャルオリンピックス日本・茨城

スペシャルオリンピックスは知的障害のある人たちに、さまざまなスポーツトレーニングとその成果発表の場となる競技会を提供している国際的なスポーツ組織です。茨城地区では馬術と卓球（阿見）、陸上競技（美浦）、フロアホッケー（つくばみらい）の練習を定期的に実施しています。ボランティアスタッフも募集中です。

▼問合せ：スペシャルオリンピックス事務局担当 今野 ☎090-5538-2516

### 難病カフェ アミーゴ

「アミーゴ」は、難病や障害を持つ人が気軽に足を運べて楽しい時間を過ごせる交流会を開催しています。また、「就労」や「防災」をテーマにした活動や、季節感のあるイベントも企画しています。

▼問合せ：nanbyoucafe.amigo@gmail.com

### かけはしねっと

「特定非営利活動法人かけはしねっと」は、医療的ケアを必要とする子どもの親の会です。茨城県内を中心に家族同士そして各関係機関の支援者とのつながり作り、情報発信、地域啓発等を行っています。子どもたちを中心としたかけはしの輪が広がり、医療的ケアを必要とする子どもたち家族が今よりもっと安心して健やかに地域の中で生活していくことができるような社会を目指し活動しています。

▼ホームページ：https://kakehashinet.jp/

## 令和4年度県障害者スポーツ大会個人競技結果

5月22日、笠松運動公園で茨城県障害者スポーツ大会が開催されました。

阿見町からは陸上競技に染谷章則さんと星野萌さんが出場し、染谷さんが視覚障害・男子800m走で1位（記録3分57秒30）、星野さんが聴覚障害・女子800m走で1位（記録3分3秒46）となりました。



令和5年度

# 保育施設の利用案内

保育所(園)・認定こども園(幼保連携・幼稚園型)・小規模保育・家庭的保育



子ども家庭課 ☎888-1111 (708・117)

令和5年4月1日からの保育施設利用の申し込みを左記のとおり受け付けます。

期間内に申し込まれた人について利用調整を行い、必要性の高い順に利用開始となります。

また、現在利用申し込み中で利用待ちとなっている人も、再度今回の申し込みが必要になりますのでご注意ください。

## ■対象

●保護者いづれもが次のような『**保育の必要な事由**』に該当する場合同じに限り

- 1 就労
- 2 求職活動
- 3 妊娠・出産(出産予定月とその前後2か月の計5か月以内)
- 4 保護者の疾病・障害
- 5 就学(通信制大学等の自宅学習、趣味の講座を除く)
- 6 災害復旧
- 7 親族の介護・看護
- 8 虐待やDVのおそれがある場合
- 9 その他町が認める場合

※1・5・7については、1か月あたり60時間以上を満たしていることが要件です

## ■申し込み受付期間

### ●郵送

▼日時: 11月14日(月) ~ 21日(月) ※締切日必着

●郵送先: 〒30000392 阿見町中央1-1-1 阿見町

役場子ども家庭課保育係 ※郵送事故等の責任はこちらで一切負いません

●書類受付後、こちらから提出書類受付票を返送いたします ※提出書類に不備・不足等あった場合、電話、または郵送で案内をしますが、窓口受付締切日までに確認がとれない場合は、利用調整において不利になることがあります

## ●窓口

▼日時: 11月14日(月) ~ 30日(水) ※土・日・祝日を除く

●場所: 役場1階子ども家庭課(10番窓口)

※19ページの通り年齢ごとに受付日を区切り

※兄弟で同時に申し込み場合は、上のお子さんの年齢に合わせてお越しく下さい

※新型コロナウイルス感染症対策のため、できる限り代表者1人でお越しく下さい

またお車でお越しの場合、混雑時には車内でお待ちいただくことがあります

※先着順ではありません ※申込方法、受付日による有利・不利はありません

※右記期間を過ぎますと、二次受付となります

※幼稚園や認定こども園(教育部分)をご希望の人は、希望施設へ利用申し込みが必要となります

## ■申し込み時の必要書類

●子どものための教育・保育給付支給認定申請書兼利用申込書

●家庭状況調査書

●健康状況表

●確認票および同意書

●必要書類チェック表

●保育の必要な事由が分かる書類(左記の項目を参照)

●申請者(保護者)の身分証明書(運転免許証等)と申請者および申し込みされる児童の個人番号の確認ができる資料(マイナンバーカード等)の写しをお持ちください

●常勤・パート・就労証明書

●自営業・農業・内職・就労証明書(第三者の証明が必要です)

●出産・申立書・母子手帳の写し

●病気・障害・申立書・診断書等

●病人等の介護・申立書・診断書等

●就学・在学証明書およびカリキュラム

●求職・就労予定申立書

●代理人の人(配偶者も含む)が提出される場合は、「委任状」と申請者の「個人番号の確認ができる資料」が必要となります

●両親の書類がそれぞれ必要です

●同居の祖父母等(65歳未満)がいる場合、その人の証明書は必須ではありませんが、提出されないと、保育の必要性の優先度について不利になることがあります

※申し込み時の必要書類は、役場1階子ども家庭課で事前に入手してください。町ホームページからもダウンロードできます

## ■結果の通知

2月上旬ごろに通知を郵送する予定です。

## ■利用者負担額(保育料)

保護者(両親)等の市区町村民所得割額の合計によって利用者負担額(保育料)が決まります。 ※3・5歳児および非課税世帯の0・2歳児は無償 ※月額の利用者負担額(保育料)は、後日お知らせします ※そのほか必要経費は各利用施設にてご確認ください

※兄弟分等で利用者負担額(保育料)に未納がある人はお支払いのうえお申込みください

## ■町外の保育施設を希望される場合

他市町村の保育施設の利用を希望される人は、子ども家庭課に早めにご連絡のうえ11月30日(水)までに申込書の提出をお願いします。

市町村によっては受付締切日が早い場合があります。必ず事前にご希望の保育施設がある市町村に締切日をご確認ください。

| 窓口受付期間 |                                       |
|--------|---------------------------------------|
| 0歳児    | 11月14日(月)、21日(月)、28日(月)、29日(火)、30日(水) |
| 1歳児    | 11月15日(火)、22日(火)、28日(月)、29日(火)、30日(水) |
| 2歳児    | 11月16日(水)、24日(木)、28日(月)、29日(火)、30日(水) |
| 3歳児    | 11月17日(木)、25日(金)、28日(月)、29日(火)、30日(水) |
| 4歳児    | 11月18日(金)、21日(月)、28日(月)、29日(火)、30日(水) |
| 5歳児    | 11月18日(金)、21日(月)、28日(月)、29日(火)、30日(水) |

## 保育施設一覧

▼認定こども園は、保育部分のみの人数です

▼施設によって特色や独自の基準がありますので、希望施設の事前の見学を強くお勧めします

※見学については、各保育施設に電話でお申込みください

▼利用可能人数については、町ホームページ「令和5年度保育施設利用案内」をご確認ください

| 保育施設名          | 施設の種類       | 所在地           | 電話番号          | 保育年齢(※)  |
|----------------|-------------|---------------|---------------|----------|
| 中郷保育所          | 公立          | 阿見 4002-5     | 029-887-3331  | 生後8週～5歳  |
| 南平台保育所         |             | 南平台 1-31-6    | 029-840-2081  |          |
| 二区保育所          |             | うずら野 1-29-11  | 029-841-2301  |          |
| あゆみ保育園         | 私立          | 阿見 4958-5     | 029-888-3681  | 生後3ヶ月～5歳 |
| 阿見ひかり保育園       |             | 曙 247-1       | 029-879-5155  | 生後8週～5歳  |
| さくら保育園         |             | 荒川本郷 2033-336 | 029-896-3678  |          |
| 阿見きらり保育園       |             | 荒川本郷 1902-1   | 029-875-8135  |          |
| LIFE SCHOOL 阿見 |             | 荒川本郷 2066-94  | 029-875-6750  |          |
| 阿見認定こども園       | 幼保連携型認定こども園 | 阿見 5205-2     | 029-887-7388  | 生後3ヶ月～5歳 |
| 阿見みどり幼稚園       |             | 鈴木 25-10      | 029-887-7471  |          |
| ふたば幼稚園         | 幼稚園型認定こども園  | 岡崎 3-2-1      | 029-887-0055  | 3歳～5歳    |
| 小規模保育園虹いろキッズ   | 小規模保育       | 鈴木 59-4       | 029-893-2273  | 生後3ヶ月～2歳 |
| ニチイキッズあみ保育室    |             | 阿見 3962-6     | 029-891-0855  | 生後8週～2歳  |
| キッズハウスにじの森     |             | うずら野 1-34-13  | 029-845-7654  |          |
| まるこのおうち        | 家庭的保育       | 廻戸 272-3      | 090-7946-1263 | 生後6ヶ月～2歳 |
| にこちゃんランド       |             | 阿見 246        | 070-3996-1647 |          |
| ふらわあばすけっと      |             | 中央 6-19-28    | 029-888-9617  |          |

## 施設の種類の種類

| 種類名    | 概要   |
|--------|--|
| 保育所(園) | 就労等のため、家庭で保育できないおおむね生後8週から小学校就学前児童を対象に、保護者に代わって保育する施設<br>▼町内の公立保育所・私立保育園   |
| 認定こども園 | 『幼稚園(教育部分)』と『保育所(園)(保育部分)』の機能や特長を併せ持つ施設<br>▼阿見認定こども園 ▼認定こども園阿見みどり幼稚園 ▼認定こども園ふたば幼稚園                                   |
| 家庭的保育  | 少人数(5人まで)で、家庭的な雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行います<br>※3歳以降、連携施設等に入園する際に優先措置があります<br>▼まるこのおうち ▼にこちゃんランド ▼ふらわあばすけっと                  |
| 小規模保育  | 少人数(19人まで)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行います<br>※3歳以降、連携施設等に入園する際に優先措置があります<br>▼小規模保育園虹いろキッズ ▼ニチイキッズあみ保育室 ▼キッズハウスにじの森 |

令和5年度

# 放課後子ども教室 参加者募集



子ども家庭課 ☎888-1111 (118・119)

町では、放課後に子どもたちの安全で健やかな活動をする場を設け、地域の皆さんの参画を得てさまざまな体験活動や交流活動を実施し、子どもたちの成長を支援・推進するために『放課後子ども教室』を開設しています。開設場所は下記のとおり町内の各小学校7校で、それぞれの学校内専用教室および体育館やグラウンドで活動します。

## ■内容

▼開設日時 週1回・下校時～午後4時45分

- ▼開設場所
- ▼阿見小学校放課後子ども教室
  - ▼阿見第一小学校放課後子ども教室
  - ▼本郷小学校放課後子ども教室
  - ▼阿見第二小学校放課後子ども教室
  - ▼君原小学校放課後子ども教室
  - ▼あさひ小学校放課後子ども教室
  - ▼舟島小学校放課後子ども教室

▼対象 小学校新1年生～6年生のすべての児童

## ■申し込み

令和5年度は6月から開設されます。ご利用を希望される新1年生は、下記のとおりお申し込みください。

▼受付日時 11月14日(月)～30日(水) 午前9時～午後5時 ※土・日・祝日は受付しません  
※可能な限り受付期間内にお申し込みください

▼受付場所 役場1階 子ども家庭課窓口

▼費用 保護者負担金年額730円(年間傷害保険料として受付当日に徴収しますので、お釣りのないようお願いします)

▼申込方法 就学児健診で配布した『入会申込書』に必要事項を記入して申し込む

▼その他 祝日・各学校振替休業日、長期休み(夏・冬・春休み)、天候等で臨時休校となった日は、休会日となります

▼問合せ 子ども家庭課 ☎888-1111 (118・119)

※町ホームページ (<https://www.town.ami.lg.jp/0000000430.html>) にも掲載しています

## 町母子寡婦福祉会に入会してみませんか？

町母子寡婦福祉会では、研修会や楽しい親子の集いなどを行ったり、母子家庭および寡婦に必要なさまざまなことを共有したりして、会員の教養や親睦を図っています。

同じ境遇にある人たちが一堂に会し、話し合い、励まし合い、親睦を深めるためにも皆さんの入会をお待ちしています。年会費は一人1,000円です。

## 『児童手当現況届』および『児童扶養手当現況届』の提出はお済みですか？

『児童手当現況届』は、提出対象者のみに送付しています。6月に町から送付した『児童手当現況届』をまだ提出されていない人は、至急提出をお願いします。この届を提出しないと、受給資格があっても6月以降の手当を受けられなくなりますのでご注意ください。

また、児童扶養手当を受給している人は、毎年8月に、前年の所得と養育関係を確認する現況届を提出することになっています。8月に町から送付した『児童扶養手当現況届』をまだ提出されていない人は、至急提出をお願いします。この届を提出しないと、受給資格があっても11月以降の手当を受けられなくなりますのでご注意ください。

令和 5 年度

# 放課後児童クラブ入会案内

町では、保護者が日中家庭にいない小学校児童（留守家庭児童）を対象に放課後児童クラブを開設しています。

## Jido Club

子ども家庭課 ☎888-1111 (118・119)

### 放課後児童クラブ一覧

(単位:人)

| 名 称              | 場 所                  | 定員  |
|------------------|----------------------|-----|
| 阿見小学校区放課後児童クラブ   | 阿見小学校敷地内専用施設         | 120 |
| 本郷小学校区放課後児童クラブ   | 本郷小学校敷地内専用施設         | 120 |
| 君原小学校区放課後児童クラブ   | 君原小学校                | 30  |
| 舟島小学校区放課後児童クラブ   | 舟島小学校敷地内専用施設         | 120 |
| 阿見第一小学校区放課後児童クラブ | 阿見第一小学校敷地内専用施設       | 120 |
| 阿見第二小学校区放課後児童クラブ | 阿見第二小学校              | 50  |
| あさひ小学校区放課後児童クラブ  | あさひ小学校敷地内専用施設および学校施設 | 200 |

### 共通事項

- ▼期 間 令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日
- ▼時 間 月～金曜日:下校時～午後 7 時  
※休校日にクラブを実施する日(春・夏・冬休み、土曜日、創立記念日、振替休日等):午前 7 時 30 分～午後 7 時
- ▼対 象 保護者が日中家庭にいない小学校児童(留守家庭児童)で、各小学校の新 1 年生～ 6 年生
- ▼費 用 保護者負担月額 4,000 円
- ▼休 会 日 日曜日・祝日・年末年始・天候等で臨時休校となった日

### 申し込み

- ▼受付日時 ①新規:11月14日(月)～30日(水)午前9時～午後5時(兄弟で継続の児童がいる場合も新規の日時・場所で申し込む) ※土・日・祝日は受付しません  
②継続:12月1日(木)～7日(水)午後2時～7時
- ▼受付場所 ①新規:役場 1 階 子ども家庭課窓口  
②継続:各放課後児童クラブ
- ▼申込方法 入会申請書・勤務証明書等に必要事項を記入し、書類が一式そろってから申し込む。用紙は役場 1 階 子ども家庭課・町ホームページ・各児童クラブにあります(11月から配布)  
※祖父母が同居の場合は祖父母の勤務証明書等も必要(令和 5 年 4 月 1 日現在 65 歳以上の人は不要)
- ▼その他 ▼定員を超えた場合、入会を一時見合わせていただく場合があります  
▼長期休み(春・夏・冬休み)のみ利用する場合も受付期間中にお申し込みください  
▼入会の可否を 2 月上旬ごろ郵送等で通知します  
▼保護者負担金の日割り計算は行いません  
▼申し込み時に放課後児童クラブ保護者負担金に未納がある人は入会をお断りする場合があります
- ▼問 合 せ 子ども家庭課 ☎888-1111 (118・119)  
※町ホームページ (<https://www.town.ami.lg.jp/0000000367.html>) にも掲載しています

# 11月は児童虐待防止月間です!

～気づくのはあなたと地域の心の目～

子ども家庭課 ☎888-1111 (118・119)

ここ数年、児童虐待のニュースは連日のように報道され、深刻な事件も後を絶ちません。全国的にも相談対応件数は増加を続けており、依然として社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。

## ■児童虐待とは・・・

保護者が子どもの心や身体を傷つけ、成長や発達をさまたげる行為のことであり、大まかに4つの種類に分けられます。どの種類においても、子どもの心身に深刻な影響を与え、最悪の場合は死に至ることもあります。

|       |   |
|-------|---|
| 身体的虐待 | 殴る・蹴る・投げ落とす・激しく揺さぶる・やけどを負わせる・溺れさせるなど                      |
| 性的虐待  | 子どもへの性的行為・性的行為を見せる・ポルノグラフィの被写体にするなど                       |
| ネグレクト | 家に閉じ込める・食事を与えない・ひどく不潔にする・自動車の中に放置する・重い病気になっても病院に連れて行かないなど |
| 心理的虐待 | 言葉による脅し・無視・きょうだい間での差別的扱い・子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう・DV など       |

## ■「虐待かも?」と思ったら・・・

虐待が疑われるサインの一例です。おかしいな?と思ったら、通告や相談をお願いします。

| 子どもの様子   | 保護者・家庭の様子  |
|--|--|
| ▼服装が季節にそぐわない<br>▼いつも衣服や体が汚れている<br>▼不自然な傷・あざ・やけどが多い<br>▼表情が乏しい、大人におびえている<br>▼落ち着きがなく、乱暴な行動が多い<br>▼夜遅くまで一人で歩いている | ▼いつも親の怒鳴り声や子どもの泣き声がする<br>▼子どもがケガをしたり、病気になっても病院へ連れて行かない<br>▼子どもを置いたまま外出している<br>▼家の内外にゴミが散らかり、異臭がしている<br>▼地域との交流がなく、孤立している |

「しつけかもしれない」「間違いだったら失礼」「仕返しされるかも」など、抵抗や不安がある人も多いと思いますが、個人が特定されないよう秘密は守られます(匿名でも大丈夫です)。

通告や相談は、子どもを守るためだけでなく、虐待をしている保護者への支援にもつながります。

## ■子育てに悩んだら・・・

育児に不安がある、協力してもらえない家族がいない、相談できる人がいない、イライラして子どもに手をあげてしまいそう・・・など、児童虐待につながりかねないリスクは、どの家庭にも存在します。

一人で行き詰まってしまって苦しいときには、匿名でも構いませんので、下記の相談窓口・ダイヤルまでご相談ください。

専門の相談員がお話を伺います。

## ■通告・相談窓口

|               |  |
|---------------|--|
| 児童相談所全国共通ダイヤル | ☎189 (24 時間対応・通話料無料)                         |
| いばらき虐待ホットライン  | ☎0293-22-0293<br>(24 時間対応)                   |
| 町役場子ども家庭課     | ☎888-1111<br>(土・日・祝日・年末年始を除く午前8時30分～午後5時15分) |

※生命の危険がある、目の前で暴行を受けているなど、緊急の場合は警察へ110番をお願いします

## 児童虐待防止シンボルマーク

オレンジリボンマークには子どもの虐待を防止するというメッセージが込められています。

このリボンを胸に着けることで、子育てをあたたく見守り、子育てのお手伝いをする意志があることを示します。



# 里親になりませんか？

## ～子どもが健やかに育つ場を～

子ども家庭課 ☎888-1111 (118・119)

里親制度とはさまざまな事情で家族と離れて暮らしている子どもたちが、茨城県には約700人います。その中には、あたたかい家庭環境を必要としている子どもたちがいます。里親制度とは、そのような子どもたちを家庭に迎え入れ、あたたかい愛情と、正しい理解をもって養育する制度です。

### あなたにもできる里親の形があります

#### 養育里親

家族と暮らせない子どもを一定期間、自分の家庭に迎え入れて養育する里親です

#### 養子縁組里親

養子縁組によって、子どもを養子として育てる里親です

その他、一時保護された子どもの短期の委託や市町村の子育て短期支援事業に協力することで、短期の養育支援を行うこともできます。あなたにもできる里親のかたちがきっとあります。

### 里親への各種支援

里親には迎え入れた子どもの養育費として里親手当・生活費・学校教育費・医療費などが支給されます。子育ての経験がなくても、必要な知識などは登録前の研修で身に付けることができますし、児童相談所やフォスタリング機関の職員が電話や訪問により、疑問や悩みをお聞きし一緒に解決方法を考えます。さらに、地域の里親会による支援や交流活動もあります。

### 里親制度 Q&A

#### Q 里親になるための特別な資格は必要ですか？

A 子どもの養育についての理解・熱情・愛情を持っている等の要件を満たせばどなたでも申請し、研修を受けることができます

#### Q 子育て経験がなくても里親になれますか？

A なれます。  
研修と実習で里親としての準備を進めていきます

#### Q 実子がいても里親になれますか？

A 県内では実子のいる人も里親として活躍されています。ご自身の家族の了承を得られれば大丈夫です

#### Q 子育てで困ったときは？

A 里親養育はチーム養育です。フォスタリング機関・児童相談所のサポートや里親手当などの経済的支援もあります

### お問い合わせ

茨城県民間フォスタリング機関  
児童養護施設 つくば香風寮  
フォスタリング専門員 増子洋一



▼電話: 080-8434-3329

▼mail: fostercare.kidskohoo@doujinkai.or.jp

### 里親になるまでのステップ

#### ①相談・ガイダンス

フォスタリング機関において、里親制度の詳しい説明・ガイダンスを行います



#### ②基礎研修・実習

里親制度に関する基本的な研修の受講と実習を行います



#### ③登録前研修・実習

基礎研修・実習を経て、子どもの養育に関する研修の受講と実習を行います



#### ④必要書類の提出

管轄の児童相談所に申請書・必要書類を提出します



#### ⑤調査・審議・登録

家庭調査後、審議会を経て里親登録となります

# 適正受診・適正服薬 を心がけましょう

# 国保

国保税  
納めて安心  
わが家の健康

国保年金課国保係 ☎888-1111 (131 ~ 133)

## 多剤・重複服薬に対する取り組み

### ■多剤・重複服薬とは

複数の病気にかかる、病気の数だけ医療機関にかかり、処方される薬が増えるため、たくさんの薬を服用することになります。また、一つの病気でも、複数の医療機関にかかれば、同じ効果の薬を重複して処方されることになります。薬の重複や飲み合わせが悪いと、体の不調を招いたり副作用のリスクが高まります。

### ■「お薬手帳」でしっかり服薬管理をしましょう

「お薬手帳」は一冊にまとめて、医師や薬剤師に確認してもらいましょう。薬の重複や、飲み合わせが悪いものであれば、お薬手帳の記録で医師や薬剤師が気付いてくれます。

### ■セルフメディケーションと OTC 医薬品の普及について

セルフメディケーションとは「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」とされています。適度な運動、栄養バランスの良い食事、健康診断の受診等、日頃から健康を意識して体調管理を続けていても、天候の乱れや疲労の蓄積等から、体調不良を引き起こすこともあります。軽度な不調には OTC 医薬品を上手に使い、症状緩和に役立てましょう。

※OTC 医薬品:医師に処方してもらう医薬品ではなく、薬局やドラッグストアで購入できる、処方箋が不要な医薬品です

## ジェネリック医薬品に対する取り組み

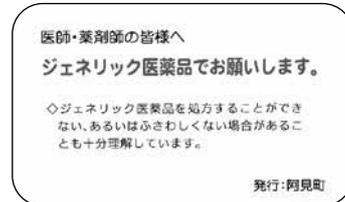
### ■ジェネリック医薬品をご利用ください

ジェネリック医薬品とは、先発医薬品の特許が切れた後に、先発医薬品と同じ有効成分・効用で作られる後発医薬品です。先発医薬品は膨大な開発費をかけて製造しますが、ジェネリック医薬品はすでに臨床で使われて有効性や安全性が確立された先発医薬品と同じ品質で製造され、厳しい審査を受けて承認された薬です。コストが少なくすみ、先発医薬品と比較して価格が約 2~7 割安くなります。

安いジェネリック医薬品は、窓口での負担が少なくなるとともに医療費軽減になり、年々医療費が増加している現状に対応する 1 つの対策として注目されています。

### ■ジェネリック医薬品を処方してくださいと言にくいときは？

町国保では、『ジェネリック医薬品お願いカード』を作成しています。受診の際、『ジェネリック医薬品』での処方を言葉でお願いしにくいときは、このカードを医師または薬剤師に提示してください。ただし、ジェネリック医薬品を処方することができない場合などもありますので、医師や薬剤師の指示に従ってください。



ジェネリック医薬品お願いカード▲

# ごみのポイ捨てや不法投棄をなくしましょう！

## 町内クリーン作戦

町では、環境美化の推進のために、5月と11月に年2回の「町内クリーン作戦」を実施しています。今年度の第2回「町内クリーン作戦」は、下記のとおり実施しますので、皆さんの積極的な参加をお願いします。当日は行政区長、班長などの指示に従い清掃を行ってください。

### 町内クリーン作戦の実施 廃棄物対策課 ☎ 889-0091

11月は関東地方環境美化運動の一環として11月13日(県民の日)に近い日曜日に実施しています

#### ▼期日

11月13日(日) ※雨天予備日 11月20日(日)

#### ▼作業内容

- ▼空き缶・空きビン等のポイ捨てごみの回収
- ▼ごみ集積所の清掃

#### ▼その他

- ▼開始時間は各行政区によって異なります
- ▼家庭からの一般ごみおよび粗大ごみについては回収しません

#### ▼令和元年度の実績(2回実施の合計)

ごみの回収量:可燃:7.66トン、不燃:7.34トン 計:15トン 延べ参加人数:23,058人  
※令和2年度と令和3年度は新型コロナウイルス感染防止のため中止しています

### 家庭用使用済み天ぷら油の回収 生活環境課 ☎ 888-1111 (251)

町家庭排水浄化推進協議会では、霞ヶ浦の水質浄化のために、「家庭用使用済み天ぷら油の回収」を町内クリーン作戦に合わせて、次のとおり実施します。

#### ▼期日

11月13日(日) ※雨天予備日 11月20日(日)

#### ▼回収手順

- ①使用済み天ぷら油の天かすなどを取り除く
- ②使用済み天ぷら油をペットボトル等に入れる
- ③行政区が指定した回収場所に油の入ったペットボトル等を持っていく
- ④使用済み天ぷら油を回収缶に移す
- ⑤空になったペットボトルは、次回の回収用に使用するか、燃えるごみとして処分してください

#### ▼その他

- ▼不純物が多く混入していると、回収できない場合があります
- ▼工業用油は回収しません
- ▼回収した天ぷら油は、にわたりの飼料などに再利用されます

#### ▼令和3年度の実績(2回実施の合計)

油の回収量:1,156リットル

# 浄化槽をお使いの皆さまへ

生活環境課 ☎888-1111 (252)

浄化槽は、微生物などの働きを利用して生活排水をきれいにする装置です。そのため、浄化槽の機能を十分に発揮させるためには、定期的な維持管理（保守点検・清掃）と法定検査が必要であり、法律により実施が義務付けられています。適正な維持管理と法定検査を行い、浄化槽を正しく使っていただくようみなさまのご協力をお願いします。

## 保守点検

- ▼ 浄化槽内の機器、送風機、タイマーなどの点検調査を行います。また、消毒剤を定期的に補充し、放流先が不衛生にならないようにするのも重要な作業です
- ▼ 10人槽以下の家庭用浄化槽の場合、3～4か月に1回行う必要があります
- ▼ 県に登録している保守点検業者に委託してください

## 清掃

- ▼ 浄化槽内に溜まった汚泥などを抜き取るのが清掃です
- ▼ 年に1回以上（全ぱっ気方式は6か月に1回以上）行う必要があります
- ▼ 町の許可を受けた清掃業者に委託してください  
※清掃業者については、町ホームページをご覧ください



▲ 浄化槽清掃業者について  
(町ホームページ)

## 法定検査

- ▼ 浄化槽の保守点検・清掃がきちんと行われ、きれいな水が放流されているかを検査します
- ▼ 最初の検査は、浄化槽を使い始めてから3～8か月の間に1回行う必要があり、その後は毎年1回行う必要があります
- ▼ 県指定検査機関である(公社)茨城県水質保全協会に申込みをしてください(電話:029-291-4000)

## 一括契約システム

- ▼ 保守点検、清掃、法定検査を一括して契約できる「一括契約システム」のご利用が便利です
- ▼ 契約を仲介する保守点検業者、清掃業者に申込みをしてください

## 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換

- ▼ 単独処理浄化槽は、トイレからの汚水のみを処理し、台所やお風呂からの生活雑排水はそのまま放流してしまいます。生活雑排水も併せて処理できる合併処理浄化槽に転換することで、放流する汚れの量を8分の1に減らすことができます
- ▼ 身近な水環境の保全のため、合併処理浄化槽への転換をお願いします
- ▼ 浄化槽の設置には、補助金が交付されます(単独処理浄化槽からNP型浄化槽への転換の場合には、新規設置よりも増額になる場合があります)

## 問合せ先

▼ 町:生活環境課 ☎888-1111 (252)

▼ 県:生活環境部環境対策課 ☎029-301-2966

### 空き地の雑草は定期的に刈り取りましょう

空き地の所有者および管理者は、草木の繁茂時期に合わせた定期的な除草と冬の防火および防犯上の観点から枯れ草の除草処分など、年間を通じた適正な土地の管理をお願いします。なお、土地所有者等により除草等が行われない場合でも、町が除草することはありません。

刈り取った雑草は霞クリーンセンターへ直接搬入するか、燃えるごみ専用袋に入れ所定のごみ集積所に出してください

- ▼ 注意事項:野外での焼却行為は、法律により禁止されています。ご近所の迷惑にもなりますので、刈り取った雑草などは燃やさないでください

# 阿見町の文化財・文学紹介

## 11月号

生涯学習課 (中央公民館内) ☎888-2526

### 文学紹介:「子規全集(講談社)の中の香墨③」

次に全集第十五巻六三〇頁「明治三十一年日付不詳俳句会稿」を今度は香墨、子規、碧梧桐と比較してみる。

明治三十一年春、会者は碧梧桐 露月 子規 春風庵 狐帆 香墨 右衛門 豆男 四方太 森々 繞石 秋竹の一二名。

花咲かで 水仙伸びし 餘寒哉(二点)  
夕暮れの 風動かず うなりけり(四点) 地地

※(一)内は点数、「天、地、人」の表記は特典  
この日の香墨は二十一句を詠み得点二十五、子規は三十句を詠み得点三十七、碧梧桐は二十一句詠み得点二十六。

香墨の成績は子規、虚子、碧梧桐に遜色ないように思われる。法曹界という窮屈な職場にあつて見事な活躍といわねばならない。

▼「渡邊香墨」平成31年刊行 54ページから 所収筆者:松本尚喜

### 文化財調査研究会活動報告:「文化財展」開催します

文化財調査研究会では樹木班、石造物班、建造物班、民話班、古文書班の5班が、それぞれの分野で活動しています。

文化財展では、この5班による研究成果を展示の形で発表します。知られざる町の歴史や物事にまつわるエピソードなど、普段の生活の中では見落としがちなの不思議に触れられるかもしれません。

令和4年度文化財展

▼期間 11月16日(水)〜27日(日)

▼場所 中央公民館1階ロビー

☎生涯学習課文化財係(中央公民館内)

☎888-2526



### 団体紹介:「阿見棋友会」

阿見棋友会は将棋のサークルです。

月に1回のペースで中央公民館にて稽古を行うほか、年に4回、大会も主催しています。地元の愛好家が集まって活動しています。

将棋の魅力は盤と駒があればどこでも誰とでも対局ができ、勝った時の喜び、負けた時の悔しさが素直に湧いてくる場所です。



※入会ご希望の人は、文化協会会員、または文化協会事務局(生涯学習課☎888-2526)にご連絡ください。皆さんのご参加を心よりお待ちしております。

### 文化財紹介:鹿島神社のやどり木(町指定天然記念物)

吉原交差点の北東角に所在する鹿島神社の御神木となる巨大なスギの木があります。推定樹齢は500年以上といわれ、樹高は30メートルを超えます。その幹の中腹にある大きなうろからは、スタジイがおぶさるように伸び、独特の景観を見せます。生育環境や木の性質から、西側への傾斜が進行しており、その対策が近年の課題となっています。

樹木医や地元の方々と協議を進め、令和3年度には樹木上層の枯れ枝や危険枝の剪定を行いました。今年度はワイヤーロープによる固定を行う予定となっています。

御神木として地域の皆さんにも愛される大切な文化財を、できる限り後世にも残していけるよう、取り組んでいます。

☎生涯学習課文化財係(中央公民館内)

☎888-2526



# 予科練平和記念館だより

予科練平和記念館ホームページ <https://www.yokaren-heiwa.jp/>

予科練平和記念館 ☎891-3344 開館時間:月曜日を除く午前9時～午後5時

## 予科練平和記念館の展示室紹介⑥『第5展示室』

『広報あみ』10月号通常版では、当館の第4展示室について紹介しました。今回は「第5展示室」を紹介します。

### ▼第5展示室:「交流」

第5展示室は、予科練習生たちの休日の過ごし方などを紹介している展示室です。これまでの予科練平和記念館だよりでお伝えしたように予科練習生たちは忙しい日々を送っていましたが、休日の日曜日は外出する予科練習生たちもいました。しかし、全員が一度に外出できるわけではなく、半分ずつ、そして希望者が外出するという形をとっていました。待ち望んだ休日を迎えた予科練習生たちは各自が思い思いに過ごしました。周辺地域で契約をし、予科練習生のために開放している一般民家(倶楽部)で休んだり、軍が指定した予科練習生たちの指定食堂でご飯を食べたり、家族に手紙を書いたりしていました。



また、隊内でも娯楽などがありました。地域住民も参加できる種目があった運動会や映画の上映会が行われ、慰安のために有名な力士や俳優が予科練を訪れたりもしていました。そのほかにも土浦海軍航空隊の入り口付近には面会できる場所があり、そこで家族と会うこともできました。

ここで第5展示室の展示品を1つ紹介します。それは「酒保」です。第5展示室に入ってすぐ左側に酒保の様子を再現した場所があります。酒保は予科練内にあり、予科練習生たちはそこでおしるこやうどんなどを食べることができました。予科練習生たちの憩いの場であったことが、壁面に展示してある写真からもわかります。



さて、予科練と共に時代を歩んできた阿見町ですが、1945年6月10日(日)、土浦海軍航空隊と阿見町に甚大な被害をもたらした空襲がありました。次回はその様子を再現した第6展示室を紹介します。

〈広告欄〉

未来はみんなのために

共生型障害者グループホーム & 訪問看護ステーション

**ThornCastle**  
トールンキャッスル

一般社団法人 配慮者支援協会

阿見町中郷 2丁目23-9 mail: hairyo8140@gmail.com

TEL: 029-879-8140

お気軽にご相談ください。

リビングに+αのお部屋『サンルーム』

人気です!  
屋根付デッキ6帖プラン

980,000円～

(税込1,078,000円～)

子供室・ペットや趣味にも



株式会社 ネロ・デザイン  
稲敷郡阿見町中央4-8-19-102

お見積り無料です!!  
ネロ・デザイン

☎029-888-6119



# インフォメーション

## 募集 『健診結果説明会』開催

人間ドックや医療機関での健診結果をもとに、栄養士・保健師が個別相談をします。

数値の見方や、数値改善のための食事のポイントなどお気軽にご相談ください。

▼**期日** ①11月16日(水)②12月14日(水)③19日(月)

▼**時間** ①③午前9時～11時45分②午前9時～11時45分

▼**午後**1時30分～4時15分

▼**場所** ①かすみ公民館②本郷ふれあいセンター③総合保健福祉会館『さわやかセンター』

▼**内容** 1人30分程度の栄養士・保健師による健康相談

▼**参加料** 無料

▼**持参品** 健診結果通知書

▼**申込方法** 実施日の2日前までに電話または左記に来館にて申し込む ※土・日・祝日を除く

▼**その他** 新型コロナウイルス感染防止のため、当日は検温、マスク着用、手指消毒のご協力をお願いします

▼**健康づくり課**(総合保健福祉会館内) ☎8888-2940

## 募集 男女共同参画センター 講座開催

今年4月から成年年齢が18歳に引き下げられて話題になっています。私たちは、普段から消費者トラブルに関するさまざまな情報を見聞きしています。こうしたトラブルに巻き込まれないためにはどうすればよいか、もし巻き込まれてしまったらどう対処すべきか、消費生活相談の専門家にお話を伺います。

▼**期日** 12月3日(土)

▼**時間** 午前10時～正午

▼**場所** 中央公民館3階集会室

▼**内容** 『消費者トラブルを防ぐ』18歳から何がかわる』

▼**講師** 緒方瑠美子氏(県消費者教育講師)

▼**募集人数** 30人(応募多数の場合抽選)

▼**参加料** 無料

▼**申込方法** 11月20日(日)までに左記に電話、ファクシミリ、メールまたは二次元コードからアクセスしたページから申し込む ※申し込みの際は住所・氏名・電話番号をお知らせください。詳しくは町ホームページをご覧ください

▼**男女共同参画センター** ☎896-3181

※月曜・祝日を除く

▼**午前**9時～午後5時

▼**午前**9時～午後5時

▼**午前**9時～午後5時

▼**午前**9時～午後5時

## お知らせ 高齢者の歯科健診実施

県後期高齢者医療広域連合では、高齢者の口腔機能の低下や肺炎等の疾病を予防するために無料の歯科健診を実施しています。

▼**無料** 歯科健診対象の人でまだ受診されていない人は、ぜひご利用ください。

▼**期日** 12月31日(土)まで

※実施歯科医療機関の休診日を除く

▼**受診場所** 県歯科医師会に所属しており、案内に同封の『実施歯科医療機関一覧』に記載のある歯科医療機関

▼**健診内容** 問診・口腔内の検査・口腔機能の評価・事後指導等

▼**対象** 後期高齢者医療被保険者で前年度に75歳、80歳、85歳の誕生日を迎えた人

▼**昭和**21年4月1日～昭和22年3月31日生まれの人

▼**昭和**16年4月1日～昭和17年3月31日生まれの人

▼**昭和**11年4月1日～昭和12年3月31日生まれの人

※対象者には、すでに受診券等を送付してあります(施設等入所者除く)。再発行を希望される場合は、下記へご連絡ください

▼**持参品** 被保険者証・受診券・受診票・歯ブラシ

▼**持参品** 被保険者証・受診券・受診票・歯ブラシ

▼**持参品** 被保険者証・受診券・受診票・歯ブラシ

▼**持参品** 被保険者証・受診券・受診票・歯ブラシ

## お知らせ 全国一斉「女性の権利ホットライン」強化週間

法務省と全国人権擁護委員連合会は、夫・パートナーからの暴力やストーカーなど女性をめぐるさまざまな人権問題に積極的に取り組むことを目的として、全国一斉「女性の権利ホットライン」強化週間を実施し、悩みを持った女性からの相談に応じます。

▼**秘密**は守られますので、安心してご相談ください。

▼**期日** 11月18日(金)～24日(木)

▼**時間** 午前8時30分～午後7時 ※土・日および祝日は午前10時～午後5時

▼**電話番号** 0570-070-810

▼**相談員** 人権擁護委員・法務局職員

▼**水戸**地方法務局人権擁護課 ☎029-227-9919

|  |  |
|--|--|
| <p>安心して暮らせる住まいづくり</p> <p><b>住まいのことなら 美都住建へ</b></p> <p>～自分らしい生活～<br/> <b>介護住宅改修</b><br/>         ○介護保険を上手に使う<br/>         ○手摺付、バリアフリー<br/>         ●新築住宅に関する事は</p> <p>～健康・快適住宅～<br/> <b>抗酸化工法の家</b><br/>         ○空気のキレイな空間<br/>         ○防カビ・ダニのいない家</p> <p>●新築住宅に関する事は 美都住建 検索</p> <p>建築業知事免許(般-04)第22375号 【本 社】阿見町実穀 1283-10<br/> <b>(株)美都住建</b> TEL.029-842-7196<br/>         【阿見店】阿見町中央 1-5-32</p> | <p>リフォーム・不動産の事なら</p> <p>住まいのことなら<br/> <b>LIXILリフォームショップ</b></p> <p>茨城県知事免許(6)第5548号<br/> <b>有限会社 美都ッ和</b></p> <p>&lt;住まいの相談室&gt;<br/>         トイレ・キッチン・浴室<br/>         塗装・屋根・外構工事など</p> <p>&lt;不動産のご相談&gt;<br/>         土地・建物・売買・仲介・管理</p> <p>【本店】牛久市南4丁目 45-45<br/> <b>TEL.029-874-2118</b></p> <p>【阿見店】阿見町中央 1-5-32<br/> <b>TEL.029-891-2200</b></p> |
|--|--|



# インフラオメーション

**お知らせ**  
町シルバー人材センター

明会開催

▼期日 11月8日(火)

▼時間 午前9時30分から1時  
間程度(5分前までに集合・  
要事前予約)

▼場所 町シルバー人材セン  
ター(総合保健福祉会館別館)

▼対象 同センターの趣旨に賛  
同し、健康で働く意欲のある  
町内在住の60歳以上の人(入  
会承認制) ※特に女性で施  
設清掃、網戸・障子貼り、草  
刈り、草取り、植木の手入れ  
を希望される人歓迎

●『マイホームのメンテナンス』引き  
受けます  
マイホームの床の補修、軽易  
な大工仕事、ふすま・障子・網戸  
の張り替え、家の雑役、庭木の  
せん定、草刈り、草取りなどを  
行います。

園(公社)町シルバー人材セン  
ター ☎8888-2036

**お知らせ**  
従業員の賃金引上げを検  
討中の事業主の皆様へ

「業務改善助成金」は、設備

投資により生産性を向上させ、  
事業場内最低賃金の引き上げ  
を図る中小企業・小規模事業者  
を支援する助成金です。

昨年より、対象人数の拡大・  
助成上限額の引上げや、コロ  
ナ禍により売上等が一定減少  
した事業主に対する設備投資  
の範囲の拡充等を行っていま  
すので、事業場内最低賃金の  
引上げに合わせて本助成金の  
活用をご検討ください。

詳しくは、左記にお問い合わせい  
合わせください。

園業務改善助成金コールセン  
ター ☎0120-366-  
440 ※平日8時30分～午  
後5時15分

**お知らせ**  
『行政書士無料相談会』  
開催

毎月1回、日曜日に行行政書士  
による無料相談会を実施してい  
ます。おひとりでも悩まず、どな  
たでもお気軽にご相談くださ  
い。秘密は厳守します。

▼期日 11月20日(日)

▼時間 午後1時30分～4時  
30分 ※ご相談は1組30分  
程度

▼場所 かすみ公民館1階会  
議室

▼相談内容 相続、遺言、帰化、  
外国人の在留資格、農地転  
用、許認可関係、法人設立、  
権利義務や事実証明に関する

る相談、事業の手続きや、  
暮らしの手続き等

▼申込方法 平日の午前9時～  
正午に左記に電話で申し込む  
園 県行政書士会担当・池田  
☎090-7216-6219

**お知らせ**  
11月25日～12月1日は  
犯罪被害者週間です

誰もが突然、事件や事故な  
どにあう可能性があります。  
被害にあわれた際は、相談窓  
口や最寄りの警察署にご相談  
ください。

また、被害にあわれた人やそ  
のご家族が回復するためには、  
周囲の皆さんのご理解とあたた  
かな支援が必要です。皆さんの  
ご協力をお願いします。



等犯罪被害者支援マーク  
シンボル  
とちゃん

園 県牛久警察署 ☎877-  
0110 ▼ 県警察性犯罪  
被害相談「勇気」の電話 ☎#  
8103 または ☎029-  
301-0278

**お知らせ**  
70周年記念行事

▼期日 11月13日(日)

▼時間 午前9時～午後3時

▼場所 陸上自衛隊土浦駐屯地

▼対象 ▼記念式典 ▼装備品

展示 ▼音楽演奏 ▼太鼓演奏  
▼戦車試乗 ▼ちびっ子広場  
など

▼申込方法 新型コロナウイルス  
感染症感染防止のため、来  
場について一般応募により制  
限しています。細部について  
は左記へお問合せいただ  
か、武器学校ホームページを  
ご確認ください

園 陸上自衛隊武器学校広報班  
☎029-887-1171  
(230-233)

園 [https://www.mod.go.jp/  
gsd/ford\\_sch/](https://www.mod.go.jp/gsd/ford_sch/)

園 [https://www.mod.go.jp/  
gsd/ford\\_sch/](https://www.mod.go.jp/gsd/ford_sch/)

**お知らせ**  
相続登記の申請の義務化

令和6年4月1日から相続  
(遺言による場合を含みます)  
によって不動産を取得された  
相続人は、その取得を知った  
その日から3年以内に相続登  
記の申請をしなければならな  
いこととされました。

なお、令和6年4月1日時  
点で相続登記をしていない不  
動産を所有する人は3年間の  
猶予期間が設けられています。  
詳細は左記ホームページで  
ご覧ください。

園 水戸地方務局不動産登記  
部門 ☎029-221-  
5130

園 [https://houmukyoku.moj.  
go.jp/mito/](https://houmukyoku.moj.go.jp/mito/)

〈広告欄〉

屋根・外壁・室内塗装  
見積り無料

**(有) 金久保塗装工業**

〒300-0331茨城県稲敷郡阿見町阿見4630-12  
TEL 029-887-4305 FAX 029-887-7714  
HP: <https://www.kanakubo-p.jp>  
E-mail [penkiya-kanakubo1@jcom.home.ne.jp](mailto:penkiya-kanakubo1@jcom.home.ne.jp)

家族だけの小さいお葬式

|                                  |                                    |                                    |
|----------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|
| とにかく簡単に                          | 火葬だけ行う                             | 通夜をしない                             |
| 直葬<br>9.9 <small>(税込)</small> 万円 | 火葬式<br>16.5 <small>(税込)</small> 万円 | 1日葬<br>29.7 <small>(税込)</small> 万円 |

資料請求でさらに1万円引き

小さな家族葬 専門葬儀社 **シンプルセレモニー** ホームページ

365日24時間すぐ対応 ☎029-846-3130

相談センター：茨城県稲敷郡阿見町中野3-1-8



**募集** 『国際交流バス旅行』  
参加者募集

外国人の皆さんと大子町を散策して交流を深めてみませんか？

- ▼期日 11月27日(日)
- ▼時間 午前9時～午後5時 (受付:午前8時30分)
- ▼訪問場所 ▼袋田の滝(大子町袋田) ▼りんご農園
- ▼集合場所 町役場正面玄関付近
- ▼対象 町在住または在勤の外国人、町国際交流協会会員および町民
- ▼申込方法 11月21日(月)までに電話またはメールで左記に申し込む
- ▼募集人数 36人(外国人18人、その他18人)
- ▼参加料 ▼外国人:無料 ▼町国際交流協会会員:500円 ▼非会員:1000円(りんご園・滝入場料含む)
- ▼その他 ▼昼食は各自準備する。袋田の滝周辺で昼食の時間を設けます ▼コロナ感染対策としてマスクの着用をお願いいたします ▼コロナ感染の状況により中止する場合がありますのでご了承ください

**募集** 『オストミー講習会』開催

11月27日(日) 午後1時～3時(受付:午後0時30分)

- ▼場所 土浦市総合福祉会館4階講義講習室(土浦市大和町)
- ▼内容 ▼オストメイトの在宅介護時のケア ▼自宅・外泊時の入浴方法・注意点 ▼その他相談など
- ▼対象者 オストメイト(人工肛門・人口膀胱保有者)・ご家族・医療関係者・一般の人
- ▼講師 山岸美智子氏(せせらぎの森訪問看護ステーション皮膚・排泄ケア認定看護師)
- ▼申込方法 11月20日(日)までに、電話で左記に申し込む

茨城県支部 熊谷 ☎029-752-1442  
 関(公社)日本オストミー協会

**お知らせ** 高齢運転者運転免許自主返納サポート事業協賛事業者募集

県では、運転免許を自主返納した65歳以上の高齢者に対して、さまざまな特典サービスを提供することで、運転に不安を感じる高齢者の人が自主返納しやすい環境づくりを行うため、「高齢運転者運転免許自主返納サポート事業」を平成30年3月に開始しました。

自主返納者に交付される「運転経歴証明書」(有料)を提示することにより、協賛事業者から

関町国際交流協会事務局  
 ☎888-1111(292)  
 ※月曜日・金曜日の午前9時～午後4時  
 aiea-ami@atlas.plala.or.jp

さまざまな特典サービスが受けられます(特典内容の例: ▼割引サービス ▼粗品の進呈 ▼購入品の配送料優待または無料サービス ▼理美容の送迎サービス ▼宅配手数料の無料サービス等)

高齢運転者運転免許自主返納サポート事業に協賛いただける事業者を随時、募集しています!

▼詳細・申込方法 県生活文化課ホームページより詳細を確認し、お申込みください

関県生活文化課安全なまちづくり推進室 ☎029-301-2842  
 https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/seibun/zenen/2020082502.html

**お知らせ** 県立霞ヶ浦高等学校「学校公開」実施

今年度の学校公開では、ホームページでの学校紹介を行います。本校のさまざまな活動について掲載しますので、ぜひご覧ください。

▼期日 11月1日(火)～30日(水)

▼内容 幼稚部・小学部・中学部・相談支援部の活動・学校案内等

関県立霞ヶ浦高等学校 ☎889-1555  
 https://www.kasumigaura.s.d.  
 ibk.ed.jp

《広告欄》

◆入試説明会

11/12 (土)

全日 AM8:30～受付開始 9:00～12:00

◆霞ヶ浦ラーニング・commons

11/19 (土)

全日 14:00～ ※詳細はHPをご覧ください。

**霞ヶ浦高等学校**

HP <https://www.kasumi.ed.jp>

〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿 50  
 【高校】 ☎029-887-0013 FAX: 029-887-9380

お気軽にご相談ください!!

相続、抵当権抹消、贈与(不動産の登記名義変更)  
 \*全国の不動産に対応・遺言書・相続放棄・成年後見

阿見町役場 阿見小学校 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目4番8号 神林ビル202号室 あみ司法書士事務所 (簡裁訴訟代理等関係業務認定) 司法書士 瑞一樹

阿見中学校 郵便局 TEL 029-804-0382 コンビニ E-mail:ami-shihousyoshi@jcom.zaq.ne.jp

あみ司法書士事務所 (神林ビル2階)

(平日 午前9:00～午後6:00)  
 ・上記以外の時間帯や、土日祝日も対応致します。  
 ・面談は、事前のご予約が必要です。

広報あみに広告を掲載しませんか?

## 広告募集中

町ホームページへのバナー広告もあわせて募集中  
 問い合わせ 商工観光課 ☎888-1111(172)

## 定例相談

### 行政相談

日時 11月10日(木) 午前10時～午後3時  
場所 役場3階302会議室  
問い合わせ 総務課 ☎888-1111

### 子育て相談

電話・来所相談 月～金曜日 午前9時～午後4時  
場所 中郷保育所内  
訪問相談 随時受付  
問い合わせ 地域子育て支援センター ☎891-2772

### 教育相談

日時 月～金曜日 午前9時～午後5時  
場所 図書館となり  
問い合わせ 教育相談センター(やすらぎの園) ☎888-1225

### 心配ごと相談

日時 水曜日 午後1時～4時  
弁護士相談 月1回午後1時～3時30分 ※弁護士相談は毎週水曜日の心配ごと相談で予約  
場所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』相談室  
問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎887-0084

### 高齢者総合相談

日時 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分  
場所 町社会福祉協議会内  
問い合わせ 町地域包括支援センター ☎887-8124

### 消費者相談

日時 月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時  
場所 役場1階町消費生活センター  
問い合わせ 町消費生活センター ☎888-1871

### 交通事故相談

期日 月・水～金曜日(火曜日は閉庁)  
時間 午前9時～正午、午後1時～4時45分  
弁護士相談 第3水曜日 午後1時～4時 ※要予約  
場所 県土浦合同庁舎  
問い合わせ 県南地方交通事故相談所 ☎823-1123

## 広報あみ配布施設

#### ▼公共施設

- ▽役場1階正面玄関・ロビー
- ▽役場2階秘書広聴課
- ▽うずら出張所
- ▽総合保健福祉会館『さわやかセンター』
- ▽中央・かすみ・君原公民館
- ▽本郷・舟島ふれあいセンター
- ▽吉原交流センター
- ▽予科練平和記念館
- ▽町民活動センター

#### ▼その他の施設

- ▽町内の郵便局
- ▽町内常陽銀行各支店
- ▽筑波銀行各支店
- ▽水戸信用金庫阿見支店
- ▽茨城県信用組合阿見支店
- ▽カスミフードスクエア阿見店
- ▽荒川本郷店
- ▽スーパータイヨー阿見店
- ▽ランドロームフードマーケット阿見店

## 役場開庁時間

午前8時30分～午後5時15分  
(土・日・祝日・年末年始を除く)  
※休日開庁あり(『広報あみ』お知らせ版参照)

## 公共機関電話番号

|                          |                           |
|--------------------------|---------------------------|
| うずら出張所<br>☎841-1167      | 本郷ふれあいセンター<br>☎830-5100   |
| 健康づくり課<br>☎888-2940      | 舟島ふれあいセンター<br>☎840-2761   |
| 地域子育て支援センター<br>☎891-2772 | 吉原交流センター<br>☎889-0277     |
| 霞クリーンセンター<br>☎889-0091   | 図書館<br>☎887-6331          |
| 上下水道課<br>☎889-5151       | 予科練平和記念館<br>☎891-3344     |
| 町民活動センター<br>☎888-2051    | 総合運動公園<br>☎889-2788       |
| 町男女共同参画センター<br>☎896-3181 | 教育相談センター<br>☎888-1225     |
| 福祉センターまほろば<br>☎887-3969  | 阿見消防署<br>☎887-0119        |
| 消費生活センター<br>☎888-1871    | 火災情報案内<br>☎0297-64-0119   |
| 学校教育課<br>☎888-0220       | 町民ダイヤル<br>☎887-6600       |
| 中央公民館<br>☎888-2526       | 牛久警察署<br>☎871-0110        |
| 君原公民館<br>☎889-1363       | 牛久警察署 阿見地区交番<br>☎888-0110 |
| かすみ公民館<br>☎888-8111      |                           |

## 11月・12月の納税

### 11月

国民健康保険税(5期)  
後期高齢者医療保険料(5期)  
介護保険料(5期)

### 12月

固定資産税(3期)  
国民健康保険税(6期)  
後期高齢者医療保険料(6期)  
介護保険料(6期)

納期限 11月30日(水) 納期限 12月26日(月)

## 救急車出動状況:9月

|                 |      |            |
|-----------------|------|------------|
| 阿見消防署管内調べ       | 急病   | 130件(1278) |
| 出場件数 188件(1845) | 交通事故 | 17件(112)   |
|                 | 一般負傷 | 28件(227)   |
|                 | その他  | 13件(228)   |
|                 | 合計   | 188件(1845) |

※救急車の適正な利用を  
お願いします